

---

平成 25 年度  
教育委員会の事務の  
管理及び執行の状況の  
点検及び評価結果報告書

---

平成 25 年 12 月  
高知市教育委員会

## ■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の一部が改正され、平成 20 年度からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことにあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、点検・評価項目を昨年度の 4 項目のうち 2 項目を引き続き対象項目とし、防災教育の推進、高知チャレンジ塾における学習支援の充実、就学前教育の推進、生徒指導の充実の 4 項目を新たに加え、合わせて 6 項目の点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開に生かし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書をご一読いただき、ご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた高知大学教育学部准教授の柳林信彦氏と前高知市教育委員会委員長の野本明美氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

委員長 門田佐智子

### 《 参 照 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

# 目 次

■事務の管理及び執行状況の点検・評価について	1
【対象事務1】防災教育の推進	3
（個別事務事業の点検・評価シート）	
防災学習の推進	7
学校防災リーダーの育成	8
地域防災拠点としての学校づくり	9
【対象事務2】高知チャレンジ塾における学習支援の充実	10
（個別事務事業の点検・評価シート）	
高知チャレンジ塾	13
【対象事務3】就学前教育の推進	14
（個別事務事業の点検・評価シート）	
幼児教育と学校教育の連携強化	18
【対象事務4】生徒指導の充実	19
（個別事務事業の点検・評価シート）	
組織的な生徒指導体制の推進	23
社会的資質や行動力を高める支援の充実	
（少年非行対策）	24
（児童生徒等自立支援教室運営事業）	25
【対象事務5】教職員研修体系の再構築	26
（個別事務事業の点検・評価シート）	
教職員のキャリアに応じた人づくり	29
組織として機能する学校づくり	30
【対象事務6】放課後子どもプランの推進	31
（個別事務事業の点検・評価シート）	
放課後子ども教室推進事業	35
小学校放課後学習室運営事業	36
放課後児童健全育成事業	37
■点検・評価委員からの意見等	38

# ■ 事務の管理及び執行状況の点検・評価について

## 1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により，都道府県，市区町村を問わず，すべての教育委員会には，その教育委員会が行う事務の管理・執行状況について点検・評価を行い，その結果に関する報告書を作成して，議会に提出し，また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では，平成 20 年度から点検・評価を行い，業務の改善を図っています。

## 2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については，前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では，この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく，「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとしてとらえ，事務の改善につなげ，次年度の施策に反映させるため，対象年度を当該年度分とし，点検・評価を行いました。

## 3 項 目

点検・評価を行う項目については，すべての事務を行うことは難しいため，平成 25 年度の教育施策の中から重点課題として「防災教育の推進」，「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」，「就学前教育の推進」，「生徒指導の充実」，「教職員研修体系の再構築」，「放課後子どもプランの推進」の 6 項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については，翌年の市議会 9 月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基にご意見をいただきたいと考えています。

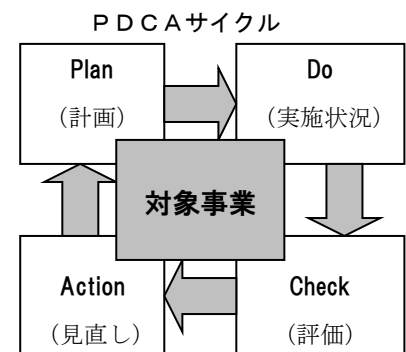
## 4 点検・評価の方法

### (1) 概要

点検・評価の方法は，対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け，事業の成果や課題をあげて，達成度と方向性を評価しました。

具体的には，各事業の達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の 5 段階（別表①参照）で評価することとし，各事業の方向性を「a」，「b」，「c」の 3 段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に，改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し，翌年度への見直しにつなげることであります。



別表① 「各事業の達成度」

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。	達成水準に対して 120%以上の成果をあげた。
A	目標を上回る成果をあげている。	達成水準に対して 110%以上の成果をあげた。
B	ほぼ目標どおりの成果があがる見通しである。	ほぼ達成水準どおり (90%以上から 110%未満)の成果をあげた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して 90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して 80%未満の成果であった。

別表② 「各事業の方向性」

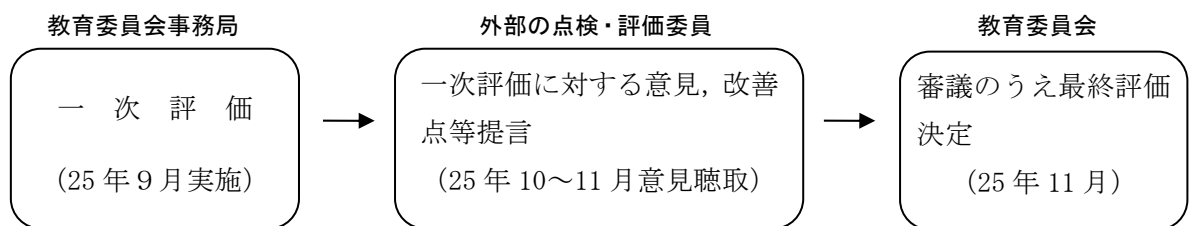
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	事業の抜本的な見直しが必要である。

別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果をあげているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

## (2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員 2 名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



## (3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 2 項の規定により、下記の 2 名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。

いただいた意見等は 38 ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
柳 林 信 彦	高知大学教育学部学校教育教員養成課程准教授
野 本 明 美	前高知市教育委員会委員長

# 防災教育の推進

将来起こりうる南海地震に備えるため、学校を拠点として、家庭や地域と連携、協働した防災教育に取り組むことが必要であると考えており、今年3月に完成した「高知市地震津波防災教育の手引き」の活用や県市の防災教育関係事業の推進により、防災教育の充実を図っていきます。

さらに、学校における防災教育を推進するため、防災士有資格教員の養成や、児童生徒の防災意識を高め、災害や事故の際に活用できる技能習得を目的として、小学5年生と中学2年生を対象とした心肺蘇生技能講習も今年度から実施するなど、総合的な学校防災力の向上にも取り組んでいきます。

## 1 計 画

### (1) 目標

南海トラフ巨大地震に備えて、子どもたちの知識を高め、防災に主体的に行動ができる態度と技能を身に付ける学習を進める。また、保護者や地域との協働のもとで防災教育を進めることにより、防災に貢献できる人づくりをめざす。

### (2) 目標設定の理由

南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、大災害に日頃からどう備え、その時どう立ち向かい、事後の復旧・復興をどうすすめていくか、といったことを大局的に捉え、考え、行動できる人材を育成することが求められる。では、それを誰が担うか、その第一は、やはり学校ということになる。「昨日まで目の前にいた子どもたちの命が大勢失われる。」そうした現実を引き起こさないためにも、学校における防災教育は今後一層充実していかなければならないと考える。困難な状況にも、力強く、たくましく立ち向かえる人づくりの基盤を、学校が中心となって形づくるために、上記の目標を設定した。

### (3) 対象事務の現状、課題等

平成24年度から6つの中学校区で校区の小学校や地域・保護者も参加しての防災関係の専門家を招聘しての講演会や小中学校での防災学習の交流会や防災訓練や非常食体験などの活動を取り入れた防災フェアの開催など学校・保護者・地域が連携した取組を進めている。また、平成24年度から高知市立学校に「防災教育推進教員」を置いて、各学校での防災教育の中核を担うことができるように、対象教員の研修会を開催するなど資質・指導力の向上に努めている。

## 2 実施状況（平成 25 年度）

### ■平成 25 年度防災教育の推進各事業の状況

事業名	達成度	方向性
防災学習の推進（心肺蘇生技能講習の実施）	B	a
学校防災リーダーの育成 （防災士養成講座の開催）	B	a
地域防災拠点としての学校づくり （中学校を中心とした防災教育の推進，地域と 連携した防災教育の推進）	B	a

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

## 3 点検・評価対象事務の全体評価（平成 25 年度）

<b>評 価</b>	対象事務の各事業は、ほぼ成果をあげているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

県市の防災教育関係指定事業の活用により、学校を中心として家庭・地域と連携した防災教育の取組が広がりを見せている。また、学校における防災教育の中核を担うために、「防災士」という資格取得教員を養成することを開始した。こうした取組により、学校の防災力向上に努めたい。

## 4 見直し

### (1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ・ 防災士の資格取得後の教員の知識・技能の維持・向上のための手立てを検討することが必要である。
- ・ 中学校区における防災教育の取組をさらに充実するためには、関係機関や自主防災組織等との調整が必要である。

### (2) 改善策の検討

- ・ 防災士養成研修は、長期休業中等の日程での開催を検討する。また、今後防災士資格を有する「防災教育推進教員」の研修内容の充実を図ることで、学校防災の中核が担える人材の確保に努める。
- ・ 学校の取組が地域全体に広がるように、市防災対策部との連携・強化を図りながら、防災教育推進の事業化を進めていく必要がある。

### (3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、防災教育の取組や方向性について、高知市教育委員会が実施している3つの事業、「防災学習の推進」「学校防災リーダーの育成」「地域防災拠点としての学校づくり」は、そのどれもが防災への取組として必要不可欠なものであるという評価をいただいた。

そのうえで、今後の取組へ以下のような提言をいただいた。

- ① 心肺蘇生技能講習について、児童の発達段階を考慮したときには高度な課題であることは明らかであるので、心肺蘇生技能講習の前後において、各学年にあわせた

事前・事後の活動を効果的に実施することで、発達段階に即した効果が得られる。また、事前事後の学習活動も設定した講習パッケージの開発も進めていく必要もある。

② 各学校単位の防災に関する発表会や冊子の作成などに対する支援を通して、防災士養成講座修了の教員だけではなく、その周りの教員への波及を考えられる活動が構想されていく必要があるだろう。防災士有資格教員の知識や技能の維持・向上には、研修内容の中に実践へつなげる仕組みやフォローアップまで含めておいたり、日常的に各校で、市全体として、様々な状況を作り、実践する場を仕組むことが必要である。

③ 地域防災拠点としての学校づくりについて、学校によっては地域の自主防災組織等との連携が難しいことが挙げられているが、教育委員会と学校だけでなく、市防災対策部等との連携によって解決できないか。

まず、提言①については、実施機関である日赤高知県支部や高知市消防局の職員だけにこうした講習の全てを依頼するのではなく、学校が児童生徒の発達段階に合わせた事前・事後の学習することや理解の定着を図るための学習方法を工夫することで、さらに学習の効果を高めたい。また、学校の教員も指導の一部を担えるような人材育成に努めたいと考えている。

次に、提言②については、防災士を養成して有資格の教員を各校に配置することで、学校における防災教育の充実を図ることがねらいである。その教員が、学校防災マニュアルの見直しや防災学習の指導計画の作成など進めるうえで、学んだ知識・技能を学校において広めることで、学校全体の防災力を高めていくことにつなげることが重要である。今後は、各校の防災教育推進教員は防災士有資格者を充てることを進めていくが、その教員のスキルアップをめざした研修や実践する場を設定する必要があると考えている。

最後に、提言③については、地域防災拠点の学校づくりについて、市防災対策部や関係部署との連携が重要で、避難路の整備や津波避難ビルの指定など市の進める防災対策と学校が進める防災教育の取組を学校・行政・地域が連携したものにすることが重要である。モデル的な連携した取組を増やしていくことで、市全体に広げていきたいと考えている。



## 災害時対応力の充実

さまざまな状況を想定しての避難訓練等の実施により、児童生徒に地震・津波の災害時の対応力を身に付ける。

### ○心肺蘇生法技能講習(AED活用技能講習を含む)の実施 200千円(新規)

・小学校第5学年(日本赤十字社に委託)、中学校第2学年対象(消防局警防課に依頼)

### ○避難訓練の複数回実施

・年度始めの訓練及び様々な想定下での随時訓練

・「高知県南海地震対策推進週間」における訓練

### ○起震車体験事業(H24～26年度継続事業)

・平成25年度実施校17校(小学校4～6年対象)

## 地域の防災拠点としての学校づくり

学校、家庭、地域の連携・協力のもと、一体となった防災教育の推進を図る。

### ○高知市防災教育推進地域指定事業(市単独事業) 1,800千円(拡大)

・全11中学校区及び市立養護学校、計12校区(校)

### ○防災キャンプ推進事業(国委託事業) 800千円(継続)

・2泊3日(分離開催可)程度の宿泊を伴う防災学習 布師田小

### ○実践的防災教育推進事業(国委託事業) 400千円(継続)

・防災学習授業研究, 防災講演会, 地域防災活動, 研究発表会 南海中

### ○学校防災アドバイザー派遣事業(国委託事業)(継続)

講師招聘による避難訓練, 講評及び講演等

## 学校防災マニュアルの充実

学校の実態に応じて、災害時の対応法の明確化を図る。

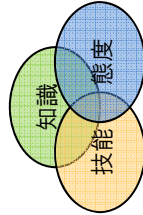
### ○学校独自マニュアルの充実

- ・災害発生時の指揮系統の明確化
- ・避難に際し、特別な配慮が必要な児童生徒への対応
- ・引き渡し時の判断基準

## 防災教育カリキュラムの活用

「高知市地震・津波防災教育の手引き」の活用

### 防災学習の充実



### 防災備品の整備

- ・緊急地震速報機(11,600千円)、学校備蓄品等の整備
- ・関係部局との調整(避難施設備蓄)

# 防災教育の充実

## 学校施設耐震化計画

- 「高知市立小中養護学校施設耐震化計画」の見直し  
耐震化工事の完了年度を平成37年度から平成30年度に前倒し

平成25年度耐震化工事実施校  
耐震補強: 第四小学校西舎, 江ノロ小学校南舎, 神田小学校南舎  
潮江小学校北舎, 潮江東小学校南舎, 浦戸小学校西舎・屋体,  
春野西小学校屋体  
改築: 春野東小学校屋内運動場(H24～25年度継続事業)

高知市立小中養護学校施設耐震化の状況(H25.3.31見込み 計217棟の状況)

耐震性確保済	67.3%(146棟)
要耐震対策	32.7%(71棟)

### 避難路の整備

- ・校内の避難路の確保
- ・関係部局との調整(校舎外避難)

## 安全対策 (教育委員会関係)

### 学校施設等の安全確保

- ・テレビ, 書棚, ピアノ, 家具等の転倒防止
- ・飛散防止フィルム(3,984千円)  
小学校3棟, 中学校1棟, かがみ幼稚園

## 学校防災リーダーの育成

防災に関する基礎的な知識や技能を身に付けて、学校における防災教育を推進できる人材の育成を図る。

### 防災士養成講座 700千円(新規)

・対象: 高知市立学校教員

平成25年8月

### 防災担当教員研修会(県市共催)

・対象: 防災教育推進教員

平成25年8月

「防災教育研修会」(県教委主催)

・対象: 教職員(希望者)

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 防災教育の推進】

事業名	防災学習の推進（心肺蘇生技能講習の実施）		担当課	教育政策課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 児童生徒の防災意識を高めるとともに、身近で災害や事故が発生した際に活用できる実践的な技能の習得を目指す。			
	【事業の概要】 心肺停止状態にある傷病者の発見から救急車等による搬送までの間に実施する応急手当のうち、一次救命処置（心肺蘇生法の実施とAEDの活用）について、基礎知識と基本技能を習得する。 対象は、すべての市立小学校5年生及び中学校2年生とし、小学校は日本赤十字社高知県支部、中学校は消防局警防課の指導のもと、1学級あたり2単位時間の技能講習を行う。			
	【達成すべきレベル】 一次救命処置の意義について理解するとともに、災害や事故が発生した際の「共助」への意識を高める。			
2 成果	学級単位で指導を行うことで、実習時間を有効に活用でき、一次救命処置の基本的な技能が身に付いている。小学校5年生では手順の反復練習による定着を、また、中学校2年生ではグループ別実習による周囲との協力を重点化することで、発達段階に応じた学習ができています。8月末現在、小学校 34/41校、中学校 19/19校の講習が終了。			
3 課題等	特に小学校では、一次救命処置の目的や手順を解説する際の語句がやや難解であり、知識定着の面で課題が残る。 また、学級単位で実施日程の調整が必要であることから、必ずしも学校が希望する時期に実施することができない場合もある。また、過密日程も見られ、実施機関の負担が重くなっている。			
4 改善策の検討	学校と連携し、視聴覚機器やフラッシュカード等、児童生徒の理解が促進されるような教材・教具を工夫することが必要である。 実施時期については、本年度の実績を踏まえて実施機関との調整を行い、過密日程の解消を図ることが求められる。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	各学校からも、本事業の有効性を評価する意見が多いことから、今後も継続して実施することが望まれる。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 防災教育の推進】

事業名	学校防災リーダーの育成 (防災士養成講座の開催)		担当課	教育政策課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 近い将来、必ず起こるといわれている南海地震への備えとして、防災に関する基礎的・基本的な知識及び技能の充実を図るため、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得により、主に学校における防災教育を推進するための資質を身に付けた教員を養成することを目的とする。			
	【事業の概要】 防災士資格取得の必須条件である次の①～④をすべて満たせるよう、計画的に養成研修を実施する。 ① 研修機関による講義の受講（12時間以上） ② 教本レポートの提出 ③ 「防災士資格取得試験」の受験及び合格 ④ 「救急救命講習」の受講及び修了			
	【達成すべきレベル】 将来、「防災教育推進教員」を防災士有資格教員とすることができるよう、本年度からの3年間で、200名の防災士有資格教員の養成をめざす。			
2 成果	本年度前期の養成研修により、23名の教員が防災士有資格者となる予定である（現在、認証登録申請中）。また、後期養成研修において50名の受講者を募集する予定であり、本年度中に約70名の教員が防災士有資格者となる予定である。			
3 課題等	平日の午後、複数日にわたる講義が、学校における他の用務と重なることで、受講者が参加しにくい状況があった。 また、防災士有資格教員が行うべき業務について整理する必要がある。			
4 改善策の検討	養成研修については、長期休業中に集中日程で開催するなど、受講者が無理なく参加できる日程での実施が求められる。 防災士資格を取得した教員については、「防災教育推進教員」として、定期的に研修の機会を設けることで業務の理解を図るとともに、防災に関する知識・技能の維持・向上に取り組むことが求められる。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	学校の防災力と防災教育推進教員の資質向上をめざし、計画的に養成研修に取り組む。
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
D	目標を大幅に下回る見通しである。			

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 防災教育の推進】

事業名	地域防災拠点としての学校づくり (中学校を中心とした防災教育の推進, 地域と連携した防災教育の推進)		担当課	教育政策課
1 事業の目的・概要等	<p><b>【事業の目的】</b> 防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及により, 防災教育の充実をめざすとともに, 家庭や地域と連携し, より実践的な防災訓練に取り組むことで, 「地域防災の拠点としての学校づくり」, 「災害に強いまちづくり」, 「地域防災を担う人づくり」を目指す。</p> <p><b>【事業の概要】</b> 高知県からの委託事業である, 「実践的防災教育推進事業」及び「防災キャンプ推進事業」を受け, 指定校において防災教育にかかわる授業研究や実践的な訓練に取り組む。また, 市単独事業である「防災教育推進地域指定事業」では, 中学校区を単位として, 家庭, 保育所・幼稚園, 小学校, 自主防災組織, 消防団, その他関係機関との連携による防災教育を展開し, 地域防災への意識を高める。</p> <p><b>【達成すべきレベル】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然に対する畏敬の念を持ち, 郷土愛をはぐくむとともに, 地震や津波についての知識を高め, 命を守ることができる思考力と判断力を身に付ける。</li> <li>・ 防災に主体的に行動できる技能を身に付ける。</li> <li>・ 家庭や地域, 関係機関との連携により「共助」の心を育てるとともに, 地域防災に積極的に貢献する態度を身に付ける。</li> </ul>			
2 成果	<p>実践的防災教育推進事業の実施校である南海中学校では, 防災教育の授業研究・授業公開とともに, 地域や関係機関との協働による防災フェア(救急法講習, 着衣水泳等の体験活動など)を開催し, 防災に対する意識を高めることができた。また, 防災教育推進地域指定事業では, 本年度 11 中学校区及び市立養護学校を指定した。指定校を増やしたことで, 学校間での情報交換や実践交流がすすんだ。</p>			
3 課題等	<p>具体的な活動が充実してきた一方で, 自主防災組織をはじめ, 関係機関との連絡・調整方法の整理が課題となっている。また, 自主防災組織の区割りが必ずしも中学校区に準じていない地域もあることから, 地域との連携が難しい状況も見られる。</p>			
4 改善策の検討	<p>管理職に加え, 防災教育推進教員等, 各学校が地域との連携の窓口を持つことが望まれる。また, 小, 中学校それぞれが持つネットワークを共有することで, 地域と学校とのつながりが生まれる方策を検討する必要がある。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	学校を拠点に進める地域防災について一定の成果が上がっている。今後も, より実践的な取組を継続する必要がある。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定量的内容		
	A A	達成水準に対して 120%以上の成果をあげた。		
	A	達成水準に対して 110%以上の成果をあげた。		
	B	ほぼ達成水準どおり (90%以上から 110%未満) の成果をあげた。		
	C	達成水準に対して 90%未満の成果であった。		
	D	達成水準に対して 80%未満の成果であった。		

# 高知チャレンジ塾における学習支援の充実

生活保護世帯等の本市中学生に学習の場を設け、学習支援を継続的に行うことにより、高等学校への進学や生徒が将来への希望を持って進路を選択し、就労することで貧困の連鎖を断つことを目的に平成 23 年度から実施しています。今年度も、引き続きチャレンジ塾に参加している生徒の学習習慣の確立と、基礎学力の定着を図り、生徒が希望する進路に進めることを目指し、取組を進めています。

## 1 計画

### (1) 目標

チャレンジ塾に参加している生徒の学習習慣の確立と、基礎学力の定着を図り、生徒が希望する進路に進めることをめざす。高知市内 10 か所合計で 500 人の登録、のべ 12,000 人の参加を目標とし、進路決定時に参加者全員が高等学校等へ進学できるように支援する。

### (2) 目標設定の理由

生活保護世帯等の生徒に対し、高等学校進学を保障することや、進学してからの中途退学を防ぐために、基礎・基本の学力をしっかりとつけさせることで、就労につながる支援を実施し、貧困の連鎖を断ち切るために上記の目標を設定した。

### (3) 対象事務の現状、課題等

平成 25 年度は 10 か所で実施している。各会場では、毎回 10～30 名が参加して、学習を行っている。参加はしているが、学びに向かえない生徒や集中が続かない生徒がどの会場でも見られる。夜間の活動であり、家庭の理解と協力が不可欠である。学習に向かう前に、カウンセリングや特別な支援が必要な生徒も見られるが、現在の組織では十分な対応ができていない状況がある。

## 2 実施状況（平成 25 年度）

### ■平成 25 年度高知チャレンジ塾における学習支援の充実の推進状況

事業名	達成度	方向性
高知チャレンジ塾	B	a

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の 5 段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」の 3 段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

## 3 点検・評価対象事務の全体評価（平成 25 年度）

<b>評 価</b>	対象事務の各事業は、ほぼ成果をあげているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

同時期の前年度と比較すると、参加申し込み者数 246 人に対して 241 人、のべ参加人数 2,565 人に対して 2,504 人と、やや少なくなっている。

## 4 見直し

### (1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ・ しっかり学習意欲を持って参加しない生徒は、友だちと会うことが主たる目的になり、来場しても注意を受けることが多くなる。夜間の活動であり、同様の理由から生活指導面での対応が派生することも懸念される。
- ・ 厚生労働省の事業を活用して実施しているが、今後は国の方針との整合・調整が必要となることが予想される。
- ・ 利用可能施設の関係上、高知市全体を網羅する最善の会場配置ができない現状がある。

### (2) 改善策の検討

- ・ 生徒の参加については、保護者の理解と協力が不可欠である。本年度から、申込時に保護者同伴で本人と面談し、約束ごとの確認及び意欲喚起を行っている。
- ・ 今後は国の動向に注意しつつ、高知市独自の事業として継続実施が可能であるかを検討する。
- ・ 会場の借用には、曜日や利用頻度などの制約がある。高知市が所有する施設であっても、指定管理の問題などによって、自由に利用できない場合もある。できる限り無償での利用が望ましいこともあり、会場になりうる施設を保有する所課や公的機関の協力をお願いしたい。

### (3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

本事業の主たる目的は、「生活保護世帯等への学習支援・進学支援によって、高等学校への進学や、進学後も中途退学することなく、就労につなげる」ということである。そのために、学校以外で学ぶ機会に恵まれなかった生徒に対して、長期的・継続的な学習支援を行うことが重要であり、多くの子どもたちが参加し、保護者からも肯定的な意見を受け、希望する進路の実現にとって重要な事業であることを、評価していただいた。そのうえで、改善点としてご指摘を受けたことへの対応は、以下に集約されると考えられる。

#### ① 本事業の継続・拡充

本事業は学習支援という性質上、一朝一夕に結果が見えるものではなく、参加する生徒の地道な努力と相関して進捗していくものである。そのため、一時的な効果より継続的・長期的な展望に立つ事業展開が必要であり、今後もその視点を大切にして事業継続を図りたい。

その一方で、種々の事情により学習に向かう以前の課題を持つ生徒に対して、効果的な学習支援を行うためには、ご指摘のような機能拡充や、他組織との連携が必要不可欠でもある。しかしながら、現状で活用できる資源には限りがあるため、可能な範囲での改善方法を今一度検討したい。具体的には、心理士・教員免許などの資格を持つ支援員の登用や、ボランティア支援員の募集・増員などである。

#### ② 学習支援の質的向上

学習支援方法は、生徒の自主学習を基盤とした個別指導である。会場ごとに生徒の実態により工夫されているところがあり、ご指摘のあった「自己目標」を設定して実施しているところもある。卒業生から後輩へアドバイスする講話の時間を設定することもある。実際に地域人材に協力いただく場面は、まだまだ設定可能であり、今後研修会や情報交換を通して実践を共有し、志を高める指導となる学習支援の質的向上を図りたい。



# 平成25年度高知チャレンジ塾における学習支援



生活保護世帯等の高知市内の中学校1年生から3年生までの生徒の学習の場を設け、学習支援・進学支援を継続的に行うことにより、高等学校進学や、生徒が将来への希望をもって進路を選択できるようにすることを目的とする

学力をしっかりとつけることで  
貧困の連鎖を断ち切る効果

## 【健康福祉部】

社会的な居場所づくり支援事業の活用  
予算計上・実績報告等  
就学促進員の確保と連絡調整  
福祉の視点から家庭を支援

## 【教育委員会】

高知チャレンジ塾実行委員会への委託  
学習支援員等の確保  
教材の提供・運営の支援  
個別の学習支援

連携・協働

### 【就学促進員】

生活保護世帯の社会的な居場所づくりを支援する。その一つとして中学生のいる生活保護世帯を訪問し、高知チャレンジ塾への参加を促す。

雇用

就学促進員

就学促進員

就学促進員

委託

高知チャレンジ塾  
実行委員会  
〔高知市教育  
シニア・ネットワーク〕

情報

各学校

### 【学習支援員】

教員OBや大学生、地域の方などが学習支援員として、子どもたちの実態に即した指導を行う。

運営

生徒の自主的な学習を大切に  
した運営と指導。

説明・働きかけ

## 【塾の構成】

生活保護世帯  
生徒

その他の  
生徒

学習支援員70名  
各会場1名は  
安全管理員兼務

ボランティアを募集し、学習支援員を確保。生活保護世帯でない生徒にも学習支援をすることが可能。

週2回  
18:45～20:45

継続

城北チャレンジ塾

潮江チャレンジ塾

朝倉チャレンジ塾

南海チャレンジ塾

西部チャレンジ塾

新規

愛宕・城東  
チャレンジ塾

一宮  
チャレンジ塾

介良・大津  
チャレンジ塾

三里・青柳  
チャレンジ塾

春野  
チャレンジ塾

福祉と教育の分野からバックアップ



個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 高知チャレンジ塾における学習支援の充実】

事業名	高知チャレンジ塾		担当課	学校教育課
1 事業の目的・概要等	<b>【事業の目的】</b> 生活保護世帯等の高知市立中学校1年生から3年生までの生徒の学習の場を設け、学習支援を継続的に行うことにより、高等学校進学や、生徒が将来への希望をもって進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。			
	<b>【事業の概要】</b> 高知市内10か所の公共施設等（市民会館，図書館，JA高知市，集会所）を利用し、毎週2回18:45～20:45、中学生に対し学習支援を行う。健康福祉部と教育委員会が協働・連携して事業にあたっている。生活保護世帯の生徒は健康福祉部就学促進員が説明や働きかけを行う。塾の運営は高知市教育シニア・ネットワークが実行委員会として教育委員会から委託されており、実行委員会（12名）と学習支援員（計70名）が学習指導にあたる。他に地域のボランティア指導員も参加している。			
	<b>【達成すべきレベル】</b> チャレンジ塾に参加している生徒の学習習慣の確立と、基礎学力の定着を図り、生徒が希望する進路に進めることをめざす。			
2 成果	平成24年度は、5月15日～3月15日までの期間に5か所でのべ9,292名が参加した。参加者数は336名で、うち生活保護世帯生徒は106名、準要保護世帯生徒は104名であった。同年度の高等学校等への進学者は、3年生133名中131名であり、うち生活保護世帯生徒は43名中41名が高等学校・専修学校等へ進学した。年度末に実施した保護者や生徒アンケートは、ほぼすべてが肯定的な評価であり、「このような学習の場があって本当によかった」、「塾に参加して成績が上がった」、「ぜひ続けてほしい」といった意見が出された。 平成25年度は10か所に増設して実施しており、7月末現在10か所合計で241名が参加している。うち生活保護世帯生徒は91名、準要保護世帯は88名となっており、さらに増加が見込まれる。			
3 課題等	参加はしているが、学びに向かえない生徒や集中が続かない生徒がどの会場でも見られる。夜間の活動であり、家庭の理解と協力が不可欠である。学習に向かう前に、カウンセリングや特別な支援が必要な生徒も見られるが、現在の組織では十分な対応ができていない状況がある。			
4 改善策の検討	学習支援員以外にもボランティア指導員をできるだけ多く集めて、更に学習支援に人的な厚みを持たせたい。今年度は入塾の際に、保護者同伴で面接を設けて受付を実施したところ、学習意欲を持って参加することが周知されているので、今後も検討を重ねながら、意欲付けを行うことが大切である。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	事業の目的に沿って実施することができており、今後も取組を継続して行きたい。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		



## 就学前教育の推進

本事業においては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の充実を目指し、各小学校区における保育所、幼稚園等と小学校の教職員が子どもの学びと育ちの連続性に視点をあてた連携を推進していくことを目的としています。

本年度は8小学校区を連携推進地区として指定し、「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」（平成25年1月に作成・配付）で提案した「人をつなぐ」・「組織をつなぐ」・「教育をつなぐ」取組を進め、その先進事例を、保・幼・小連携研修会や実践事例集をとおして、高知市全体に広げていきます。



### 1 計画

#### (1) 目標

次の4つの取組が全ての校区で実践され、幼児教育と小学校教育が滑らかに接続できるようになることをめざす。

- ① 保・幼・小の教職員の交流・連携に関すること
- ② 幼児と児童の交流に関すること
- ③ 接続期カリキュラム（入学前アプローチカリキュラム・小学校入門期スタートカリキュラム）に関すること
- ④ 保護者への働きかけに関すること

#### (2) 目標設定の理由

「小1プロブレム」と言われる小学校入学後の不適応状況を防ぐためには、「子どもがどのように育ってきたのか」・「どのように育っていくのか」を保・幼・小の教職員が共通理解し、接続のための取組を進めていくことが重要である。そこで、平成25年度からの推進地区の実践を土台とし、さらに高めていくために上記の目標を設定した。

#### (3) 対象事務の現状、課題等

平成23年度の小1プロブレム発生率は19%、24年度は12%であった。減っているとはいえ、条件が重なればどの学校でも起こり得ることだという意識をもち、予防のための取組を進めていく必要がある。

## 2 実施状況（平成 25 年度）

### ■平成 25 年度就学前教育の推進の状況

事業名	達成度	方向性
幼児教育と学校教育の連携強化 (保・幼・小連携推進地区事業)	B	a

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

## 3 点検・評価対象事務の全体評価（平成 25 年度）

評価	対象事務の各事業は、ほぼ成果をあげているが、少し見直しが必要である。
----	------------------------------------

推進地区での保・幼・小合同研修会においては、小学校の全教職員が参加して学校体制で本事業に取り組む状況が見られ、1学期のスタートカリキュラムの実践や園での接続のための実践が発表されるなど、内容も深いものであった。まだそこまで到達していない校区に対しては、訪問・助言の働きかけを続けるようにする。

## 4 見直し

### (1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

8 推進地区は、各地区の目標に向かって取組を進めている。今後は他の校区にも積極的に働きかけ、連携と接続を進めていかなければならないと考える。また、中学校も含めた保・幼・小・中連携に展開していくことも、子どもの学びと育ちを12年間でつなげていくためには重要である。

### (2) 改善策の検討

保・幼・小連携の推進のために、本事業以外にも、高知市幼児教育推進協議会（保・幼・小・中の代表が校種の違いや管轄の違いを乗り越えて子どもたちの学びと育ちを健やかにつなぐための会議）の開催、全小学校や園を対象とした保・幼・小連携研修会の開催、年長児保護者用リーフレットの作成、保・幼・小実践事例集の作成、接続期カリキュラム用教材の作成と園への配付等に取り組む。

### (3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、就学前教育の推進に関して、

- ・ 「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」をもとに、推進地区を指定し、実践をまとめ、それをまた先進事例として高知市全体に発信していくという事業計画がPDCAの確かな循環になっていること
- ・ 立場の異なる諸関係機関代表者からなる「高知市幼児教育推進協議会」から、それぞれの現場の声を吸い上げる仕組みが機能していること
- ・ 8 推進地区の取組が目標達成レベル 100%であったこと
- ・ 取組達成に向けた事務局の支援が多岐にわたっており、効果的で十分な支援であったこと

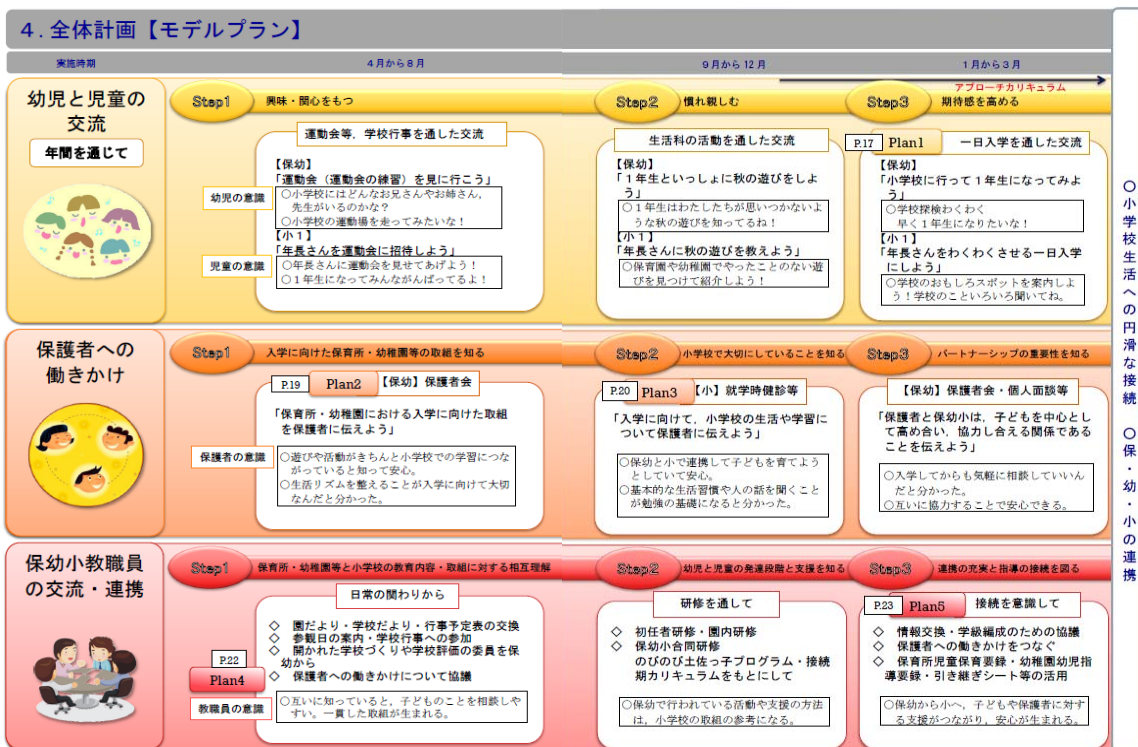
これら4点について高い評価をいただいた。こうした成果につながった取組については、検証を行いながら継続していきたいと考える。

今後に向けての取組の中で特に配慮したいことは、提言としていただいた、「各園や各学校が持つ個別の特徴や課題をとらえ、共通化できる部分と特徴に合わせて修正する部分を考慮しながら、保・幼・小の連携を進めていく」ことである。

高知市では、子どもの育ちを保・幼・小・中の12年間でとらえ育むことの必要性を感じ、地域ぐるみで連携を進めている校区もある。しかし、高知市全体として、保・幼・小・中の「人をつなぐ」・「組織をつなぐ」・「教育をつなぐ」取組については、本年度がスタートである。これまでの状況を振り返ると、校区ごとの取組にばらつきがあり、校区によっては小1プロブレム等の接続期の課題が起りやすい状況になっていたのではないかと考える。

そこで、保・幼・小連携プログラムとして、各園や各学校が参考にしてアレンジしやすいモデルプランを示すことにした。高知市の保育所・幼稚園等と小学校が所管や組織を超えて連携し相互に子どもの発達や学びについての理解を深めていくこと、年長児が小学校生活への期待感を高めることができるような交流を行うこと、保護者が安心して入学を迎えられるような働きかけを保育所・幼稚園等からも、小学校からも行うことなど、具体的な連携のモデルを示したものである。

本年度指定した8推進地区は、このプランをもとに、地域ごとの特徴や課題、子どもの実態に即した実践を行っている。つまり、机上のプランを実践につなげ、実践してみたの成果と課題を明らかにしてくれている。この成果と課題を詳細に分析し、事例として発信していくことが、上記の提言を具体化することだと考える。



保・幼・小の連携はそれ自体が目的ではなく、連携することで子どもたちの学びと育ちを生かし、学力保障・進路保障につなげることが本来の目的だととらえている。今後も、小中連携とつなぐ形で保・幼・小連携を進めていくよう各校や園に働きかけ、子どもたちが安心と期待感をもって次のステップに進んでいけるように支援していきたい。

平成25年度

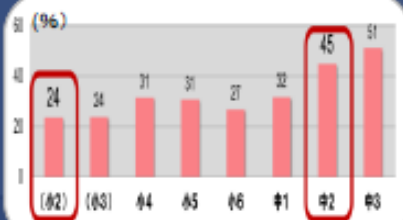
# 高知市保・幼・小連携推進地区事業



高知市教育委員会学校教育課就学前教育班

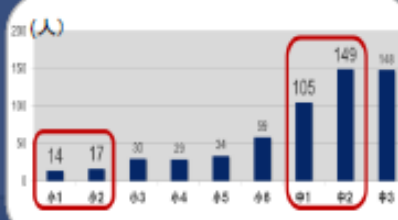
## 【高知市の教育の現状】

### 学力状況(評定1)



小2の4月に国語の「努力を要する」割合が2割以上

### 長期欠席児童・生徒数



長期欠席児童・生徒数が学年が進むにつれて増加

### 小1プロブレム発生率



平成23年度には市内の約2割の小学校で発生

保・幼と小の接続期への対応が必要

## 学びと育ちの連続性に視点をあてた 保・幼・小連携

江ノ口小・五台山小・高須小・大津小

### 8推進地区の取り組み

朝倉第二小・鏡小・春野東小・春野西小

保・幼・小がそれぞれの役割を果たしつつ



連携・協同

#### 【方策1】人をつなぐ

- ◇ 幼児と児童の交流
- ◇ 保・幼・小の行事への参加
- ◇ 保護者への働きかけ

#### 【方策2】組織をつなぐ

- ◇ 保育・授業参観
- ◇ 保・幼・小合同研修会
- ◇ 就学児への適切な支援等に関する情報交換・関係機関との連携

#### 【方策3】教育をつなぐ

- ◇ 入学前「アプローチカリキュラム」の実践
- ◇ 小学校入門期「スタートカリキュラム」の実践

のびのび土佐っ子プログラムをもとに実践

実態等調査

学校・園訪問

高知市幼児教育推進協議会設置

推進地区の重点支援

取り組みの見直し

取り組みのまとめ

実践ハンドブック作成

高知市全体へ発信

市教委の取り組み



個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 就学前教育の推進】

事業名	幼児教育と学校教育の連携強化 (保・幼・小連携推進地区事業)		担当課	学校教育課										
1 事業の目的・概要等	<p><b>【事業の目的】</b> 本事業は、幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の充実をめざし、各小学校区における保育所・幼稚園等と小学校の教職員が、子どもの学びと育ちの連続性に視点をあてた連携を推進することを目的とする。</p> <p><b>【事業の概要】</b> 平成24年度に作成した「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」においては、「人をつなぐ」・「組織をつなぐ」・「教育をつなぐ」3つの方策を提案した。本年度は、8小学校区の実態や課題に即した下記のような連携の取組を推進し、モデルプランとしてまとめ、高知市全体に発信する。 (1) 保・幼・小の教職員の交流・連携に関すること (2) 幼児と児童の交流に関すること (3) 接続期カリキュラム（入学前アプローチカリキュラム・小学校入門期スタートカリキュラム）に関すること (4) 保護者への働きかけに関すること</p> <p><b>【達成すべきレベル】</b> 8小学校区の連携プログラム実施率を100%とする。特に接続期カリキュラムの取組を充実させることで幼児教育と小学校教育の滑らかな接続を図る。</p>													
2 成果	<p>小学校（江ノ口小・五台山小・高須小・大津小・朝倉第二小・鏡小・春野東小・春野西小）が中心となって、校区にある保育所（市立・民営）・幼稚園（市立・私立）と協働し、上記の4つからテーマを決めて取組を進めることができた。9月10日時点で、6小学校区が、校区の課題や子どもたちの実態に即した講師を招聘し、保・幼・小合同研修会を開催した。4月以降、事業の趣旨説明、1年団との協議、各校区の保・幼・小連絡会での助言、公開授業・園内研修への参加と助言、交流活動の提案と支援、各校区の保・幼・小合同研修会の支援、実践事例についての協議等のために、64回の指定校区訪問を行ってきた。その結果、8小学校区の連携プログラム実施率は100%となっている。</p> <p>本年4月から6月にかけて、「小学校入門期スタートカリキュラム」の授業を展開し、校区の園から評価を受けて改善の取組を進めた校区もあり、その改善案（53時間分）を幼児教育推進協議会においてさらに検討した後、事例集に掲載するようにしている。</p>													
3 課題等	<p>8小学校区にあり、指定を受けている園は計22園である。管轄や教育課程、子どもたちの実態も異なる中で、いかに共通する「入学前アプローチカリキュラム」を作成していくかは大きな課題であるが、「学びの芽生え」・「人とのかかわり」・「生活習慣・運動」という3つの観点をもとに、小学校につながる「生きる力の基礎」を培っていきたい。</p>													
4 改善策の検討	<p>今後は下記の日程で推進校区の取組に対する支援や情報共有、実践事例集の作成を進めていく。</p> <table border="1"> <tr> <td>10月～11月</td> <td>8推進校と園を順次訪問・取組の進捗状況確認・支援</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>年長児保護者に対するリーフレット等作成について指定校と協議</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>一日入学の内容検討・取組を視察</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>8推進校区にある園のアプローチカリキュラムの実践を視察・助言</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>8推進校区の実践事例集を作成・発信</td> </tr> </table>				10月～11月	8推進校と園を順次訪問・取組の進捗状況確認・支援	12月	年長児保護者に対するリーフレット等作成について指定校と協議	1月	一日入学の内容検討・取組を視察	2月	8推進校区にある園のアプローチカリキュラムの実践を視察・助言	3月	8推進校区の実践事例集を作成・発信
10月～11月	8推進校と園を順次訪問・取組の進捗状況確認・支援													
12月	年長児保護者に対するリーフレット等作成について指定校と協議													
1月	一日入学の内容検討・取組を視察													
2月	8推進校区にある園のアプローチカリキュラムの実践を視察・助言													
3月	8推進校区の実践事例集を作成・発信													
5 評価	達成度	方向性	評価内容	保・幼・小合同研修会においては、小学校の全教職員が参加して学校体制で本事業に取り組む状況が見られ、1学期のスタートカリキュラムの実践や園での接続のための実践が発表されるなど、内容も深いものであった。										
	B	a												
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容										
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。										
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。										
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。										
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。										
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。										

## 生徒指導の充実

生徒指導に関して、いじめや児童生徒の問題行動等の改善に向けて、最重要課題として取り組んでいます。今年度は、特に、生徒指導の一層の推進に向けて、学校のいじめや問題行動等への対応力の強化と予防的視点からの取組を進めることにしており、新規事業として、学校の問題行動への対応力や組織的取組の向上を目指した生徒指導スーパーバイザー派遣事業を実施しています。

また、全小学校で、万引き防止集会を開催し、万引きは犯罪であることを児童に徹底するとともに、全中学校においては、入口型非行防止教室や交通安全教室を実施し、自転車盗難防止について生徒に徹底した取組を進めていきます。

さらに、街頭補導で出会った児童生徒等の居場所づくりとして自立支援教室を実施し、学校復帰や進路保障を目指して個に添った指導を行っています。

### 1 計画

#### (1) 目標

子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもたちが自己実現を図れるよう社会的資質や行動力を高めるための生徒指導を充実させる。昨年度と比べ、生徒指導上の諸問題にかかわる数値（暴力等）や、刑法犯少年を減少させることを目標として、生徒指導対策に取り組む。

#### (2) 目標設定の理由

学力対策第二ステージとし、本年度から学力対策と生徒指導対策を両輪とした取組を進めている。子どもたちにとり、安心・安全な落ち着いた学校づくりの取組が進めば、学力も向上するからである。そこで、予防的・組織的な生徒指導の取組を進めるために、上記の目標を設定した。

#### (3) 対象事務の現状、課題等

学校は、いじめ・暴力等、複雑・多様・長期化する生徒指導上の困難な事例が増加しており、その対応に苦慮している。また、県警資料によると、平成24年中の少年非行率及び刑法犯検挙人員に占める少年の割合は、いずれも全国ワースト2位であり、生徒指導の充実は喫緊の課題となっている。さらに、少年補導センターが補導する児童生徒の大半は、居場所がないケースが多く、その対応が必要となっている。

## 2 実施状況（平成 25 年度）

### ■平成 25 年度生徒指導の充実各事業の推進状況

事業名	達成度	方向性
組織的な生徒指導體制の推進 (生徒指導スーパーバイザー派遣事業)	B	b
社会的資質や行動力を高める支援の充実 (少年非行対策)	B	b
社会的資質や行動力を高める支援の充実 (児童生徒等自立支援教室運営事業)	B	b

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

## 3 点検・評価対象事務の全体評価（平成 25 年度）

<b>評 価</b>	対象事務の各事業は、ほぼ成果をあげているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

本年度から学力対策第二ステージとして、学力対策と生徒指導対策を両輪とした取組を進めているところである。生徒指導の充実を図っていくためには、問題が生じた場合の組織的な対応力の向上はもちろんのこと、問題を生じさせない予防的な取組を並行して進めていくことが不可欠であり、生徒指導スーパーバイザー派遣事業の取組を効果的に進めていきたい。中学校における1学期末の暴力行為発生件数は、昨年度と比べ、17件減少し、落ち着いた学校づくりが徐々に進んでいる。刑法犯対策の万引き、自転車盗難防止については、各校での指導後、児童生徒の意識が大幅に向上しており、犯罪であるということを徹底させる目標は達成できると考えている。

## 4 見直し

### (1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

〔組織的な生徒指導の充実〕

- ・ 学校の実態に応じた個別の見立てや具体的な支援が必要である。

〔社会的資質や行動力を高める支援〕

- ・ 自立支援教室での取組は、一人ひとりの課題に合わせた支援の充実が必要である。

### (2) 改善策の検討

〔組織的な生徒指導の充実〕

- ・ 生徒の状況や学校の取組を学校ごとに把握し、生徒指導スーパーバイザーの見立て、支援の方向性をもとに具体的に指導・助言をする。

〔社会的資質や行動力を高める支援〕

- ・ 万引防止、自転車盗難防止の取組を進めるため、学校独自の取組（児童会、生徒会組織の活用など）を継続的に支援する。
- ・ 自立支援教室につながる街頭補導等での更なる声がけと、進路保障をめざした学校との緊密な連携を図る。

### (3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

#### ○ 生徒指導スーパーバイザー派遣事業

評価委員からは、「組織的な生徒指導体制の推進（生徒指導スーパーバイザー派遣事業）」は、学校が生徒指導上の問題が発生した時に、あるいは、日常的な生徒指導の課題に悩んでいる時に、頼ることができる存在としての事業として、高い評価をいただいた。

そのうえで、今後の取組へ以下の提言をいただいた。

- ① 事業の必要性や意義について十分な理解や危機意識が醸成されていない学校に対しては、広報活動や校長・教員への研修活動の充実を図っていくことも重要である。
- ② 学校とスーパーバイザーの事例検討会を持ち、成果のあった事例を広く分かち合うことは、スーパーバイザーの役割や学校との連携の仕方、学校の受け入れの姿勢等がお互いに理解でき、課題解決の一助になるとも考えられる。また、日常的に「生徒指導に関する対応・支援取組チェックリスト」の読み取りや活用方法、現在の生徒の実態等の共通理解を図ることも大切である。

まず、提言①については、定例校長会で生徒指導スーパーバイザーの活動状況等を報告するとともに、自主校長会に出向き、より具体的な活動例を紹介し、更なる連携や活用について周知していくことを考えている。また、各小中学校の生徒指導担当者に対する周知としては、本年度から年間2回実施している「小学校生活指導担当・中学校生徒指導主事研修会」のうち、1回目の研修において事業の広報活動を行った。今後実施される2回目の研修会においては、先進的な取組の事例等を報告し、その活動を市内の学校に広げていきたいと考えている。

次に、提言②については、生徒指導スーパーバイザーと人権・こども支援課生徒指導班が各校の状況を共有するとともに、効果的な支援方法や具体的な事例における対応方法等を定期的に検討していく。さらに、共有・検討した内容等をもとにして、成果のあった事例や今後の具体的な方向性・取組について、学校と生徒指導スーパーバイザーとが情報共有・共通理解を図りながら事業を推進したいと考えている。その際には、「組織的な生徒指導体制の推進」を図るために、「生徒指導に関する対応・支援体制取組チェックリスト」の項目をもとに、学校の取組を確認していきたい。

また、成果の挙がっている生徒指導の取組をまとめ、各学校に対し、年度末に事例集として紹介する予定である。

#### ○ 少年非行対策

評価委員からは、小学校での万引き防止、中学校での自転車盗難防止の指導を行うことは、大きな犯罪や非行の長期化の入口を狭める取組にもつながり、極めて重要で効果の高い活動であると評価していただいた。また、

- ① 繰り返しの指導と指導の工夫
- ② 警察等と連携した保護者への啓発活動推進



万引き防止指導の一コマ



③学校への広報や研修活動の充実を進める必要性について提言をいただいた。

提言①については、評価いただいた現在の取組内容を充実させ、今後も補導センター職員が小中学校を訪問し、児童生徒に直接指導を行っていくことを大切にしていきたい。

小学校では、「万引き防止集会」の内容を充実するとともに、事後アンケートを基にした再指導を学年・学級ごとに行い、万引は犯罪であり、絶対許されないことを児童に十分理解させていきたい。

中学校では、自転車施錠の重要性に重点を置いた取組を推進していく。補導センター職員による生徒への自転車盗難防止指導とともに、各校生徒会とともに校内自転車施錠率を高める取組を行い、自転車盗難防止につなげていきたい。

また、提言いただいたように保護者の意識の高まりや協力が重要である。(提言②)

そこで、警察とも連携しながら児童生徒に繰り返し指導するとともに、PTA組織や保護者向けに児童生徒の意識調査の結果や自転車盗難被害者における中高生の割合等具体的な数値も踏まえた広報活動に努めたい。

提言③については、今後、万引き防止・自転車盗難防止を中心とした非行防止指導資料集を作成し小中学校に配布することにより、各学校・学級での取組を支援していきたい。



自転車盗難防止指導の一コマ

#### ○ 児童生徒等自立支援教室運営事業

評価委員から、「学校へ行っても居場所がない、必要とされてない」と思っている生徒に、大人が、親身に何度か声をかけるうちに自立支援教室に行ってみようとする。そして、勉強が分かるという体験と信頼できる大人に出会い、学校復帰や進学へと進む道筋は、非常に困難ではあるが、着実に成果を上げていることが分かるという評価をいただいた。こうした成果につながった取組については、検証を行いながら継続していきたいと考える。

また、既卒者への街頭指導も、その場限りでなく、進学や就労にまでつなげていこうとする本事業に対して高く評価したい。ジョブカフェこうち等の関係機関との連携も必要となつてこよう、という提言をいただいた。

今後も、街頭補導で出会う児童生徒等への声かけを粘り強く行い、自立支援教室への通所につなげていきたい。また、提言いただいたように通所生一人ひとりに寄り添った支援の充実が必要であると考えている。そこで、次の内容について改善を進め自立支援教室の充実を図っていききたいと考えている。

① 学校とケース会を定期的に持ち、通所生への支援内容・方法等について学校と共通理解を図っていく。(学校との連携)

② ケース会を踏まえたうえで個人カリキュラムを作成し、個々に支援を行う。

③ ケース会を踏まえたうえで個人カリキュラムを作成し、個々に支援を行う。

④ 通所生保護者に対して、通所状況を伝えるとともに、通所生の家庭での状況を共有しながら自立支援教室での支援に生かす。(保護者との連携)

⑤ 指導員への研修を実施し、通所生へのケアリングを充実していく。

⑥ 就労支援の一環として、ハローワークやジョブカフェ等の関係機関と連携を進める。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 生徒指導の充実】

事業名	組織的な生徒指導体制の推進 (生徒指導スーパーバイザー派遣事業)		担当課	人権・こども支援課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 学校に生徒指導スーパーバイザーを派遣し、生徒指導上の課題の早期対応・早期解決を図るための支援体制づくり及び対応力の向上を図る。			
	【事業の概要】 生徒指導スーパーバイザー6名(教員OB・警察OB等)が各学校に出向き、管理職・生徒指導主事・教職員への指導・助言を通して、問題行動等の早期対応・早期解決を図る取組を進める。(学校の組織的な支援体制の充実及び教職員の対応力の向上) [指導・助言場面] ・生徒指導委員会 ・管理職、生徒指導主事等との打ち合わせ会 ・ケース会 ・問題発生時 ・校内巡回等における児童生徒へのケアリング			
	【達成すべきレベル】 「生徒指導に関する対応・支援体制取組チェックリスト」の点検項目をもとに、指導・助言することにより、生徒指導にかかる支援体制づくりや対応力の向上を進め、暴力行為の発生件数等を減少させる。			
2 成果	8月末までのスーパーバイザーの指導回数は162回であり、主に、中学校を訪問し、生徒指導の問題に対する早期対応・早期解決、組織的対応についての指導・助言を行った。生徒指導委員会等への参加を通して、学校組織としての取組が進んできた。また、ある学校では問題行動が頻発したため、依頼を受け、集中的に支援したことにより、エスケープ・生徒間トラブルが抑止された。ケース会への参加を通して、関係機関との緊密な連携が進み、生徒の状態が好転した事例も見られている。			
3 課題等	主に、中学校の生徒指導委員会への参加を通して情報を収集し、現状を把握するとともに、生徒の見立てや支援の方向性について指導・助言を行ってきた。学校の実態や課題は異なっているため、学校ごとにSVの入り方を工夫することが必要である。また、小中連携の視点から、課題を要する小学校への指導・助言も行っていきたい。			
4 改善策の検討	2学期からは、学校の実態に応じて、指導に入る場面を工夫するとともに、生徒指導が機能する学校づくりについて、チェックリストの結果や、生徒指導スーパーバイザーの見立て・支援の方向性をもとに、指導・助言を行うようにする。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	各学校の生徒指導上の課題や対応を把握する中で、より具体的な指導・助言ができるように取組を継続する。
	B	b		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 生徒指導の充実】

事業名	社会的資質や行動力を高める支援の充実 (少年非行対策)		担当課	少年補導センター
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 刑法犯総数に占める少年の割合が非常に高く、重点的に小学校では万引き防止、中学校では自転車盗難防止の指導を行い、刑法犯少年の減少を目指す。 (平成24年、刑法犯総数に占める少年の割合は37.1%と、全国ワースト2位であり、その刑法犯少年の約48%が、万引き・自転車盗である。)			
	【事業の概要】 児童生徒間において認識に差があり、市内全小中学校で統一した指導を行うために、少年補導センター職員が全小中学校において児童生徒に直接指導する。 小学校では、万引きは犯罪であることを徹底する。 中学校では、自転車盗は犯罪であること、盗難防止のためには施錠・防犯登録が重要であることを徹底する。			
	【達成すべきレベル】 小学校…全小学生に万引きは犯罪であることを十分理解させる。 中学校…全中学生に自転車盗は犯罪であること、盗難防止のためには施錠・防犯登録が重要であることを十分理解させる。			
2 成果	<p>児童生徒に意識の変化</p> <p><u>小学校</u> (実施33校アンケート結果から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万引きは犯罪にならないと思っていた。学習前15.9%⇒学習後は2.7%</li> <li>・万引きが見つかって、謝るかお金を支払えば罪にならないと思っていた。学習前27.5%⇒学習後は1.0%</li> </ul> <p><u>中学校</u> (実施19校アンケート結果から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車盗は犯罪にならないと思っていた。学習前は4.8%⇒学習後は3.0%</li> <li>・自転車にカギをかけても盗難防止にならないと思っていた。学習前は22.2%⇒学習後は12.0%</li> </ul> <p>以上のように学習による変化が見られた。学習によって、万引き・自転車盗が犯罪であることは、ほとんどの児童生徒が理解できた。</p>			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、全員理解に向けて、学校と連携し、繰り返し指導していく必要がある。</li> <li>・保護者等への広報等を通して、取組についての協力依頼を行っていく必要がある。</li> </ul>			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万引防止・自転車盗難防止について、学校独自の取組を支援していくとともに、少年補導センター職員が出前授業等で再度指導を行い、周知徹底を図る。</li> <li>・児童会・生徒会組織等を活用し、児童生徒自身が自主的に取り組むことができるような仕組みを学校と構築していく。</li> <li>・保護者・市民に対しても、補導センター便り等を活用し、取組について周知を図り活動への協力を依頼していく。</li> </ul>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	事業の目的に沿って実施することができており、取組を継続していきたい。
	B	b		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 生徒指導の充実】

事業名	社会的資質や行動力を高める支援の充実 (児童生徒等自立支援教室運営事業)		担当課	少年補導センター
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 街頭補導時に居場所のない児童生徒に対して、自分自身を見つめ直したり、将来の展望を持たせることのできる居場所をつくり、学校復帰や高校進学を目指す。また、既卒者の進学・就職についての相談や学習支援をする。			
	【事業の概要】 ・ 街頭補導時に、自立支援教室（居場所）につなぐ声かけを行う。 ・ 自分自身についての振り返りや将来への展望をもたせる相談活動（ケアリング）を行う。 ・ 一人ひとりに応じた個人カリキュラムを作成し学習支援を行う。			
	【達成すべきレベル】 昨年度は、21名通所し17名が学校復帰や進学をしている。(81%) 今までの状況を踏まえ、児童生徒の年度内学校復帰、進学した割合を80%とする。 (通所生年度内学校復帰、進学割合 H21 67%, H22 63%, H23 85%, H24 81%)			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在7名在籍している。その内6名は街頭補導の声かけが契機となっている。(他継続生1名)</li> <li>学習後のケアリングにより、指導員やセンター職員との関係も良くなり、表情も柔らかく、将来への志を持ち学習意欲を高めることができた。</li> <li>学校（生徒指導、担任、管理職等）とのケース会を定期的に行い、情報交換を行うことにより、通所生への支援につなげている。</li> </ul>			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの抱える課題に合わせた学習内容や指導方法の改善が必要である。</li> <li>保護者、学校との連携を深めていくことが必要である。</li> <li>街頭補導時における自立支援教室通所への声かけを継続していくことが必要である。</li> </ul>			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>街頭補導時に自立支援教室へつなぐことができるように関わりをもつ。(教室紹介カードの作成、配布)</li> <li>学習活動やケアリングを通して、通所生の学習レベルや心理的背景を探り、個人カリキュラムを作成する。</li> <li>学校と定期的にケース会を実施し、学校復帰、進学に向けて連携をさらに強化する。</li> </ul>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	一人ひとりの学習状況と心理的背景を把握し、現在の取組を継続する。
	B	b		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		

# 教職員研修体系の再構築

本市の子どもたちの健全育成のためには、教職員の人材育成及び学校力の向上が不可欠です。「教職員としての資質・指導力の向上（キャリアアップ）」及び「組織として機能する学校（マネジメント力の育成）」の2つ方向性のもと、段階的計画的に高知市立学校教職員研修の在り方を考え、研修体系の再構築を図っていきます。

## 1 計画

### (1) 目標

本市の教育課題及び目標達成に対して各校や教職員一人ひとりの課題解決に資することを基本ととらえ、実践的指導力の育成につながる効果的・効率的な研修を行うことができる研修体系を再構築する。

### (2) 目標設定の理由

高知市立学校の教育の質の向上をめざすためには、教職員の資質・指導力と学校の組織力を高めることが重要である。教職員のキャリアステージに応じ、個々の希望や選択を尊重し主体的に研修に取り組むことで、各校や教職員一人ひとりの課題解決に資する研修とすることや、学校の組織力を高めるため管理職研修をはじめとしてマネジメントの意識を高める研修とすることを重要ととらえ目標を設定した。

### (3) 対象事務の現状、課題等

- 再構築された研修体系によって、教職員のキャリアステージに応じた研修が行われるようになり、個々のキャリアアップにつながる研修を行うことができるようになった。また、それらによって身についた教職員一人ひとりの力が学校の組織力を生かせる学校づくりにつながることを意識して研修を企画・運営している。
- 高知市の教育課題に対応した研修内容（特別支援教育の視点にたった授業づくり等）を取り入れる必要がある。そのためにも研修が効果的に行われるよう研修内容を見直す必要性がある。

## 2 実施状況（平成 25 年度）

### ■平成 25 年度教職員研修体系の再構築の状況

事業名	達成度	方向性
教職員のキャリアに応じた人づくり (高知市立学校教職員研修)	B	b
組織として機能する学校づくり (高知市立学校教職員研修)	B	b

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

### 3 点検・評価対象事務の全体評価（平成 25 年度）

#### 評価

対象事務の各事業は、ほぼ成果をあげているが、少し見直しが必要である。

研修体系に基づいた研修を実施することで、研修内容の見直しが具体的にできるようになった。

### 4 見直し

#### (1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ・ 法定・年次研修においても、高知市の教育課題に対応した研修内容（特別支援教育の視点にたった授業づくり等）を取り入れていく必要がある。
- ・ 教職員のキャリアステージに応じ、実践的指導力の向上を図るためにも研修と研修のつながりを大切にする必要がある。
- ・ 専門・教育課題選択研修 13 講座（連続講座 3 を含む）を設置しているが、平日においては、教職員の十分な参加数を得ることができていない。
- ・ OJT と OFF-JT に連動が図れるよう研修内容を工夫する必要がある。
- ・ 教職員の研修に対する意識に差異がある。

#### (2) 改善策の検討

- ・ 基本的な研修と高知市の教育課題に沿った内容の研修を明確にして研修を運営していくことが必要である。
- ・ 研修体系の中で実践的指導力やセルフマネジメント力を身につけた人材を育成するための研修内容を企画することが必要である。
- ・ 高知市の教育課題に沿い、ニーズの高いものを講座に取り入れていく必要性がある。
- ・ 校内研修の活性化が図られるよう、ミドルリーダーの育成を具体的に検討していく必要がある。
- ・ チーム協働研修として、若年の受講者と共同的に研修を受けさせるなど、目的をもたせる工夫も必要である。

#### (3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

委員からは取組や方向性について、下記の 4 点について高い評価やご意見をいただいた。

- ・ 教職員に対する職能成長を効果的に支援していくためには、組織として機能する学校で働くことができる教員を形成するための研修と個々の教員のキャリアや課題に合わせた研修が必要であるなか、高知市が進めている教職員研修体系の再構築の 2 つの事業、「教職員のキャリアに応じた人づくり」と「組織として機能する学校づくり」が現在の必要性にかなったものになっていること
- ・ 2 つの事業の評価「ほぼ成果をあげているが、少し見直しが必要である」が正しいということ
- ・ 教職員のキャリアに応じた人づくりの研修体系の構築は、資質向上を図るうえで評価できること
- ・ 組織として機能する学校づくりについては、組織の一員としての自分の存在や自分の役割を明確に自覚することで研修態度も主体的になる。そのためには管理職の人材育成に対する姿勢やリーダーシップも必要なこと

今後とも、評価をいただいた内容やご意見を参考にして更なる向上を図っていき  
たいと考えている。

今後、教職員研修体系の再構築を考えるうえで以下のような提言をいただいた。

- ① 各学校の課題解決において、同じような職務を果たすことが求められている教  
員を対象とする研修を企画してみることに
- ② 発達障害や特別な支援が必要な子どもが、1クラスに3～4人位いるだろうと  
いわれている現在、特別支援教育の視点にたった指導法を身につけることは、欠  
かせなくなってきたこと
- ③ PDCAサイクルをもとに、各自設定した研修テーマの内容を意識して、日々  
の教育実践に役立てて成果をあげている教員がいることは、今後を期待できる。  
そのために、可能な研修内容には、研修の目的や到達点を明確化し、実践へつな  
げる仕組みやフォローアップまで、研修内容の中に含めること
- ④ 研修体系の再構築という点においては、他県市や企業の人材育成、組織づくり  
等の研修プログラムを参考にして視点を新たにすること

まず、提言の①については、教職員一人ひとりのキャリアアップを確実なものにし  
ていくにはとても大事な視点であると考えている。大きなまとまりであるが、研修体系の  
中のキャリアステージの中に身につけてほしい力を表記したり、初任者研修の中で活  
用するキャリアアップシートなども作成したりしている。しかしながら、その内容が  
個人の研修体系に結びついていない。これらの課題を解決するために、また、個々の  
キャリアアップを図るためにも若年教員及びミドルリーダーに対して、実践的指導力  
とマネジメント力の指標（キャリアアップシート）を作成することとする。

次に提言②については、高知市の教育課題の一つである。高知市の教職員も問題意  
識を高くもっており、今年度実施した特別支援教育の視点に立った研修には多くの受  
講者が参加した。このことから、来年度引き続き、特別支援教育の視点にたった授  
業づくりや、児童生徒への関わり方等の研修を学校の実態を念頭におきながら企画・  
運営していきたいと考えている。

次に提言③については、若年教員研修とミドルリーダー研修においてセルフマネジ  
メント力やカリキュラム・マネジメント力を身につけてもらうことを目的に実施して  
いる。しかし、研修の目的や到達点を明確化し、実践へつなげる仕組みやフォローア  
ップまで研修内容の中に十分に含むことができているかについては課題となるところ  
である。そこで、提言①でいただいた内容（指標〈キャリアアップシート〉）をフォロ  
ーアップシートと結びつけて活用をしていくことを検討し取り入れていきたいと考  
えている。

最後に提言④については、研修体系の再構築という点において、他県での研修のあ  
り方や企業の人材育成、組織づくり等は研修をプログラムしていくうえで大変必要な  
視点であり、意識しなければならないことである。来年度の研修をプログラムしてい  
く中で積極的に取り入れていこうと考えている。

今後も、指摘していただいた貴重な提言を真摯に受け止め、本市の子どもたちの健  
全育成のために、教職員の人材育成及び学校力の向上に、教職員研修が十分な働きか  
けができるように努めていきたいと考えている。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 教職員研修体系の再構築】

事業名	教職員のキャリアに応じた人づくり (高知市立学校教職員研修)		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 教職員のキャリアステージに応じ、実践的指導力の向上を図るため、教職員一人ひとりの課題解決に資するとともに、主体的に研修に取り組むことができるよう、計画的・意欲的な研修の受講を促進する。			
	【事業の概要】 ① 法定・年次研修（悉皆研修） 〔法定研修：初任者・10年経験者研修〕〔年次研修：2年，3年，4年経験者研修〕 ② 職務等研修（悉皆研修・指定研修）〔教頭研修 等〕 ③ 専門・教育課題研修（悉皆研修・指定研修・選択研修）〔情報教育研修会 等〕			
	【達成すべきレベル】 ① 10年経験者研修の研修成果報告書の中の研修後評価平均が研修前評価平均より0.8ポイント向上させる。 ② 学校経営における知識や教頭としての役割を理解し、教職員の指導ができる。 ③ 専門・教育課題研修における各講座の受講者満足度（4件法）を3.5以上にする。			
2 成果	① 10年経験者研修の受講者自身の課題解決を図るために、ミドルリーダーとしての自覚をもって、主体的に研修に取り組んだ。 ② 一つひとつの研修内容を個人のキャリアアップにつなげる姿がみられた。 ①・②・③ 年次研修，職務等研修及び専門・教育課題研修が、「ワンショットの研修」で終わらないように努めた結果，8月末までの研修内容については，一応に各講座の受講者満足度（4件法）が3.5以上となった。			
3 課題等	① 法定・年次研修においても，高知市の教育課題に対応した研修内容（特別支援教育の視点にたった授業づくり等）を取り入れていく必要がある。また，教職員のキャリアステージに応じ，実践的指導力の向上を図るためにも研修と研修のつながりを大切にする必要がある。 ② 個々の課題意識の違いから研修内容の受け止め方に温度差がある。 ③ 専門・教育課題選択研修13講座（連続講座3を含む）を設置しているが，平日においては，教職員の十分な参加数を得ることができていない。			
4 改善策の検討	① 基本的な研修と高知市の教育課題に沿った内容の研修を明確にして研修を運営していくことが必要である。また，研修体系の中で実践的指導力やセルフマネジメント力を身につけた人材を育成するための研修内容を企画することが必要である。 ② 各々の職務の課題等を把握し，個々のキャリアアップが図られる研修内容を企画していくことが必要である。 ③ 高知市の教育課題に沿い，ニーズの高いものを講座に取り入れていくことが必要である。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	ほぼ成果をあげているが，研修内容については見直しが必要である。
	B	b		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		



個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 教職員研修体系の再構築】

事業名	組織として機能する学校づくり (高知市立学校教職員研修)		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 管理職研修をはじめとしてマネジメントの意識を高める研修を実施し、マネジメント力の向上を図り、学校の組織力を高める。			
	【事業の概要】 ① 職務等研修(悉皆研修)[新任用, 2年, 3年教頭研修 等] ② 職務等研修(指定研修)[研究主任研修 等] ③ 専門・教育課題研修(悉皆研修)[授業力向上カリキュラム・マネジメント研修 等]			
	【達成すべきレベル】 ① 学校組織及び児童生徒の現状・実態分析に基づき、明確化された学校課題に対する具体的な改善方を提示し、実行できる。 ② 研究主任研修会の研修の講座の内容を校内研修等で活用し、かつ、受講者満足度(4件法)を3.5以上にする。 ③ カリキュラム・マネジメントの内容を理解し、各自が設定した研修テーマを実践し、学校組織に生かしている。			
2 成果	① 学校組織及び児童生徒の現状・実態分析を基に、学校の課題を改善し、教職員に関わろうとする姿がみられた。 ② 講座の満足度は3.7であった。 ③ PDCAサイクルをもとに、各自設定した研修テーマの内容を意識して日々の教育実践に生かしている姿がみられた。			
3 課題等	① 教職員一人ひとりの人材育成や学校力の向上を図っていくためにも、研修と研修のつながりを大切にしたり、組織として機能するための研修内容を工夫したりする必要がある。 ② OJTとOFF-JTに連動が図れるよう研修内容を工夫する必要がある。 ③ 教職員の研修に対する意識に差異がある。			
4 改善策の検討	① 学校が組織として有効に機能するために必要な研修を実施するためにも各々の職務の課題等を把握し、研修内容を企画していくことが必要である。 ② 校内研修の活性化が図られるよう、ミドルリーダーの育成を具体的に検討していく必要がある。 ③ チーム協働研修として、若年の受講者と共同的に研修を受ける機会を作るなど、目的をもたせる工夫も必要である。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	ほぼ成果をあげているが、職務の課題等を把握したり、研修内容を見直したりする必要がある。
	B	b		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		

## 放課後子どもプランの推進



● 潮江南小学校放課後学習室の様子

平成 19 年度、「放課後子どもプラン」が創設されました。これは、文部科学省と厚生労働省が連携を図り、それぞれが所管する放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を一体的あるいは連携して実施し、原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図ることを目的としています。

現在高知市では、7 小学校で放課後子ども教室を、35 小学校で放課後児童クラブ（68 クラブ 5 分室）を開設しており、すべての小学校区で、いずれかの事業を実施しています。

また、平成 22 年度から放課後子ども教室推進事業を活用し、放課後の学びの場の提供として、「小学校放課後学習室」を開設しています。これは、放課後児童クラブが設置されている小学校の 4 年生～6 年生に放課後の学びの場を提供するもので、平成 25 年度は 26 校で実施しています。

3 事業とも、地域や学校の協力を得ながら運営を行っています。

今後も、子どもたちの安全・安心な居場所、また学習習慣の定着のために、内容の充実を図っていききたいと考えています。

### 1 計画

#### (1) 目標

- ・ 放課後子ども教室 7 校について、「年間平均開設日数 210 日、年間延べ参加児童数 32,000 人」をめざす。
- ・ 小学校放課後学習室について、「26 校での実施、年間参加実児童数 1,000 人」をめざす。
- ・ 放課後児童クラブについて、入会を希望する障がいのある児童全員の受入れを目指す。

## (2) 目標設定の理由

- ・ 放課後子ども教室について、子どもの居場所として、放課後だけではなく長期休業中にも開設が必要と考える。
- ・ 小学校放課後学習室について、学習習慣の定着を図る観点からも実施校数と参加児童の増加が必要と考える。
- ・ 放課後児童クラブについて、障がいのある児童の保護者の就労を支援する必要がある。

## (3) 対象事務の現状、課題等

- ・ 放課後子ども教室については、地域住民の協力を得て運営が行われている。
- ・ 放課後学習室については、学習習慣の定着について、保護者からの期待が大きい。
- ・ 放課後児童クラブについては、障がいのある児童の入会希望が増加している。

## 2 実施状況（平成 25 年度）

### ■平成 25 年度放課後子どもプランの推進状況

事業名	達成度	方向性
放課後子ども教室推進事業	B	b
小学校放課後学習室運営事業	B	b
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	B	b

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

## 3 点検・評価対象事務の全体評価（平成 25 年度）

評価	対象事務の各事業は、ほぼ成果をあげているが、少し見直しが必要である。
----	------------------------------------

3事業とも取組は順調である。

## 4 見直し

### (1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ・ 放課後児童クラブは、平成 27 年 4 月から施行予定の子ども・子育て支援新制度における国の基準等が検討されているため、障がいのある児童の対応にも見直しの必要が一定想定される。

### (2) 改善策の検討

- ・ 放課後児童クラブについては、現在検討されている国の基準等に注意しながら、市の基準についても検討する。

### (3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

委員からは、児童の放課後対策である 3 事業について次のような評価をいただいた。

- ・ 児童に、放課後の安全・安心な居場所の提供ができています。
- ・ 家庭にとっても重要な支援策となっている。
- ・ 異年齢集団の中で過ごすことや地域住民と交流することで、児童の体験が広がっている。
- ・ これらは、児童を取り巻く課題に対応するものであるため、意義ある取組をしている。

より効果的に実施するための提言をいただいたので、各事業の改善点について、次のように努めたい。

① 放課後子ども教室推進事業

ご提言のように、地域住民が様々な特技（編み物、英会話、お茶、読み聞かせやスポーツ等）を生かす形で子ども教室に関わってくれば、児童はより豊かな体験をすることができるし、地域にもよい影響が期待できる。地域の人材を発掘し、長期休業日などに、活動メニューとして取り入れていくよう働きかけたい。

② 小学校放課後学習室運営事業

本事業は、前述の「放課後子ども教室」の学習版である。

本年度は、実施校間の情報交流の場として、学習アドバイザーと学校関係者が参加する交流会を開催し、事業の方向性や学校との連携の重要性を確認することができた。

交流会で出た意見や現状は、次のようにまとめられる。

- ・ 気軽に教えてもらえる人が側にいることで、児童は安心して分からない問題に取り掛かることができる。
- ・ 勉強が分かることや、学習アドバイザー（親でも先生でもない、地域の大人）との交流により、児童は自己肯定感を育むことができている。
- ・ 学校や学級担任と連携が図れたことで、児童に寄り添った対応ができた例がある。
- ・ 保護者等からの働きかけにより、意欲のないまま参加した児童が、学ぶ雰囲気乱すことがある。
- ・ 複数校で勤める学習アドバイザーがいるなど、人材の確保については、実施校間での工夫が見られる。

地域に見守ってくれる大人がいるということは、児童の自己肯定感の育ちに非常に良い影響を与え、心の安定が、結局は学習習慣の定着に結びついていく姿が多く報告された。

今後とも、本事業の趣旨である「学ぶ意欲を高める」ことに力点をのいた取組を継続していく。

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本市では、障がいのある児童の受入れについて、約40年前から徐々に拡充してきており、現在では、ほとんどの児童クラブで障がいのある児童を受入れている。

近年は、発達障がいのある児童や、診断はないけれどもその特性の強い児童の増加により、個別の配慮や支援が求められる場面が多くなっている。

障がいのある児童を含む集団の育ちを支えるには、障がいについての基本的な理解の習得は不可欠であるので、指導員を対象にした研修を年4回実施している。一方、実際の対応では、重ねてきた経験が生きることの方が多く、指導員間で情報を共有し、学校・保護者と連携した実践を積んでいくことが重要と考えている。

これは、障がいのあるなしにかかわらず、子ども一人ひとりが育っていくことを大事にすることにも結びつくので、適切な研修と日々の実践を模索していく。

今後とも、児童クラブの中で障がいのある児童の安心な居場所を保障し、放課後の生活と保護者の就労を支えることに努めたい。

放課後子ども教室・放課後学習室 開設状況

平成25年11月現在

No.	学校名等	教室名	開設年月	備考
	追手前小学校放課後子ども教室	校庭開放	平成14～24年度(閉校)	小学1～6年生対象
	御豊瀬小学校放課後子ども教室	みませっ子の会	平成14～23年度(閉校)	同上
1	浦戸小学校放課後子ども教室	こどもひろば	平成14年度	同上
2	布師田小学校放課後子ども教室	ぬのしだっ子の家	平成14年度	同上
	五台山小学校放課後子ども教室		平成15～24年度(放課後学習室へ)	同上
3	久重小学校放課後子ども教室	ぐんぐんクラブ	平成16年度	同上
4	鏡小学校放課後子ども教室	かがみっ子	平成17年1月	同上
5	行川小学校放課後子ども教室	行川子ども教室	平成19年4月	同上
6	土佐山小学校放課後子ども教室	土佐山あいあい教室	平成20年4月	同上
7	はりまや橋小学校放課後子ども教室		平成25年5月	同上
1	介良小学校	放課後学習室	平成22年6月	小学4～6年生対象
2	潮江南小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
3	朝倉第二小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
4	潮江小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
5	泉野小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
6	横浜新町小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
7	江陽小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
	新堀小学校	放課後学習室	平成22年6月～24年度(閉校)	同上
8	鴨田小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
9	小高坂小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
10	高須小学校	放課後学習室	平成22年6月	同上
11	朝倉小学校	放課後学習室	平成23年5月	同上
12	旭東小学校	放課後学習室	平成23年5月	同上
13	横内小学校	放課後学習室	平成23年5月	同上
14	秦小学校	放課後学習室	平成23年5月	同上
15	十津小学校	放課後学習室	平成23年5月	同上
16	三里小学校	放課後学習室	平成23年5月	同上
17	春野東小学校	放課後学習室	平成23年5月	同上
	第六小学校	放課後学習室	平成23年6月～24年度	同上
18	江ノ口小学校	放課後学習室	平成23年12月	同上
19	横浜小学校	放課後学習室	平成23年12月	同上
20	一ツ橋小学校	放課後学習室	平成24年5月	同上
21	一宮東小学校	放課後学習室	平成24年5月	同上
22	大津小学校	放課後学習室	平成24年5月	同上
23	介良潮見台小学校	放課後学習室	平成24年5月	同上
24	春野西小学校	放課後学習室	平成24年5月	同上
25	五台山小学校	放課後学習室	平成25年5月	同上
26	神田小学校	放課後学習室	平成25年5月	同上

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 放課後子どもプランの推進】

事業名	放課後子ども教室推進事業		担当課	青少年課
1 事業の目的・概要等	<b>【事業の目的】</b> 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。			
	<b>【事業の概要】</b> 平成 19 年度放課後子どもプラン創設。厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業の連携を目指すもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室推進事業（本市では、前身の「子どもの居場所づくり事業」を平成 14 年度から開始）…放課後児童クラブを開設していない小学校 6 校に、新設のはりまや橋小学校を加えた 7 校で、小学 1～6 年生を対象に放課後子ども教室を開設している。児童は安全管理員の見守りの中で、運動場で遊んだり、図書室で読書するなどして過ごす。</li> <li>運営は小学校・PTA 関係者等で組織された実行委員会に委託している。放課後ほぼ毎日開設し、利用料は無料（ただし保険料等は実費徴収）。</li> </ul>			
	<b>【達成すべきレベル】</b> 7 校の年間平均開設日数 210 日 7 校の年間延べ参加児童数 32,000 人 参考：年間平均開設日数 24 年度約 204 日、23 年度約 208 日、22 年度約 209 日 年間延べ参加児童数 24 年度 37,464 人、23 年度 40,884 人、22 年度 42,950 人			
2 成果	6 校で 4 月から、1 校で 5 月から開設している。長期休業日、特に夏休みは 5 校で開設している。開設時間については、学期中、4 校は 17 時 30 分又は 18 時過ぎまで開設するなど、就労する保護者の要望にも応えている。 平成 25 年度 4～7 月、7 校の平均開設日数約 70 日、 7 校の延べ参加児童数 10,318 人 最多校 延べ 2,549 人参加 35 日開催（1 日当たり約 73 人） 最少校 延べ 507 人参加 84 日開催（1 日当たり約 6 人）			
3 課題等	地域性を生かした運営内容が望まれる。			
4 改善策の検討	長期休業日に、地域の行事に取り組む等の活動を行う。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	子どもたちの放課後の安全・安心な居場所として定着しているので、現在の取組を継続する。
	B	b		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 放課後子どもプランの推進】

事業名	小学校放課後学習室運営事業		担当課	青少年課
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p>			
	<p>【事業の概要】 平成 19 年度放課後子どもプラン創設。厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業の連携を目指すもの。 ・ 放課後学習室運営事業…平成 22 年度から県の補助金も活用し、放課後の学びの場の提供として、「放課後学習室」を開設している。放課後児童クラブを開設している小学校の 4～6 年生が対象で、学習アドバイザーに宿題等を教えてもらうもの。平成 22 年度は 11 校、平成 23 年度は 19 校、平成 24 年度は 26 校、平成 25 年度は 26 校で開設中。 ・ 運営は小学校・PTA 関係者等で組織された運営委員会に委託している。放課後、週 1～2 回、各 1～2 時間の開設で利用料は無料（ただし保険料等は実費徴収）</p>			
	<p>【達成すべきレベル】 26 校で実施、年間参加実児童数 1,000 人 参考：24 年度 26 校で実施、年間参加実児童数 976 人 23 年度 21 校で実施、年間参加実児童数 987 人 22 年度 11 校で実施、年間参加実児童数 625 人 ※年間参加実児童数：年間に 1 回でも参加した児童数</p>			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦手な学習についてその場で気軽に指導してもらうことで、基礎学力を向上させることに寄与している。</li> <li>・ 「勉強がわかる」ことが自信となり、他の児童との関係改善に役立っている。また、異学年交流の場ともなっている。</li> <li>・ 学習アドバイザーが思いを受け止めてくれることで、児童が自己肯定感を育むことができている。</li> </ul> <p>平成 25 年度 5～8 月、26 校で実施中、参加実児童数 1,005 人 最多校 延べ 1,529 人参加 21 日開催（1 日当たり約 73 人） 最少校 延べ 149 人参加 17 日開催（1 日当たり約 9 人）</p>			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業効果を高めるためには、学校教育との緊密な連携が必要である。</li> <li>・ 児童の自己肯定感を育む場となることが重要である。</li> </ul>			
4 改善策の検討	<p>実施校間の情報交流の場として交流会を開催し、事業の方向性や学習アドバイザーと学級担任等との連携の重要性を確認する。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	学ぶ意欲を高めるため、学習習慣の定着を図るような場の拡充や質を上げることに寄与できているため、現在の取組を継続する。
	B	b		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 放課後子どもプランの推進】

事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		担当課	青少年課
1 事業の目的・概要等	<b>【事業の目的】</b> 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成、指導を行う。			
	<b>【事業の概要】</b> 平成19年度放課後子どもプラン創設。厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業の連携を目指すもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童健全育成事業…昭和42年度、モデルケース的に2校で開設したのが最初で、現在では35小学校で68クラブを開設している。65クラブは公設公営、3クラブ（旧春野町）は公設民営（委託）。</li> <li>障がいのある児童の受入れは、昭和49年度、保護者等からの強い要望により、モデル的に実施した。</li> <li>障がいのある児童を受け入れているクラブには、昭和54年度ごろから、加配指導員を配置している。</li> <li>平成12年度から試行的に、障がいのある児童については4年生も受け入れ始めた（正式受入れは平成14年度から）。</li> </ul>			
	<b>【達成すべきレベル】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>入会を希望する障がいのある児童全員を受け入れる。</li> <li>児童クラブ内では、障がいの状況に適した過ごし方に配慮する。</li> </ul> 参考：平成25年度5月1日現在 入会児童数 3,412人 うち、障がいのある児童 98人（うち、発達障がいのある児童74人）			
2 成果	入会を希望する障がいのある児童全員を受け入れた。			
3 課題等	障がいのある児童・健常児と一緒に過ごすことで、「共に育ち合う仲間づくり」を行っていく必要がある。			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と連携し、障がいのある児童の状況について情報共有を行う機会を設ける。</li> <li>現在の研修（年4回）の内容について、関係機関と検討する。</li> </ul>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	入会を希望する障がいのある児童を全員受け入れていることは、高い評価を得られると考える。また、障がいのある児童への適切な指導力の向上を図る取組を継続する。
	B	b		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		
	A	目標を上回る成果をあげている。		
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		



# ■ 点検・評価委員からの意見等

## 防災教育の推進

### 1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 大規模災害発生時においては、学校と教員は子どもたちと教職員自身の安全と安心を確保する非常に大きな責任を負っている。また、災害発生以後においても、地域住民の安全な避難場所、ライフライン提供の中核、子どもたちへの心理的ケアの提供などの重要な任務を負っている場所でもある。さらに、日常においても、大規模災害の発生に備えて、子どもへの安全教育を実施し、将来につながる安全意識・能力の基盤を培うことも大きな任務である。

高知市においては、将来におけるいずれかの時点における南海トラフ巨大地震の発生が予測されているところであり、それらに備えて、児童生徒に対する安全教育の推進、教員の防災に対する知見の形成、校長を中心とした学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの作成、地域と協働した防災拠点としての学校づくりを実施していくことは急務であるといえる。

防災教育の推進の取組として高知市教育委員会が実施している3つの事業、「防災学習の推進」「学校防災リーダーの育成」「地域防災拠点としての学校づくり」は、そのどれもが上記のとおり防災への取組として必要不可欠なものであり、事業の方向性に関しての担当課の評価は妥当なものであるといえるだろう。

- 心肺蘇生技能講習の実施については、想定外の災害が起こりがちな昨今、自助・共助の意識を持つことによって、お互いが災害を小さくすることができ、二次被害の防止そして、予防にも役立つ。年齢に関わらず、防災や救急処置について学ぶことは必要とされることである。各校からの要望の高いことも納得できる。

また、防災士養成講座の開催については、防災の知識・技術ともに身につけた防災士資格を持つ防災教育推進教員が各校に複数いることは、日常的な指導の中に防災の視点の範囲が拡大し、一般教員へも波及され、防災教育がより推進されることと思う。受講教員に対する資格の付与は、受講者の目的が明確になり、意欲付けともなる。また、研修の質の向上にもつながり、評価できる。

地域防災拠点としての学校づくりについては、地域の防災、避難所の拠点である学校の役割は、甚大なものであり、地域からは、大いに期待されている。マスコミでも生徒が地域の大人と一緒に防災の行事に取り組んでいる様子を取り上げられることがあるが、いきいきと主体的に活動している生徒の表情にひきつけられる。生徒たちが生きるために様々な防災のための体験や、防災のための思考力や判断力を養うこの事業は欠かせないものである。

## 2 改善点等の提言

### ○ 「防災学習の推進（心肺蘇生技能講習の実施）」

- ・ 一次救命のために重要な心肺蘇生技能講習を小学生が体験しておくことは、課題として高度すぎる点はあるが、そうした場面を全く経験していないことに比して一定の教育効果が期待できるところである。しかし、児童の発達段階を考慮したときには高度な課題であることは明らかであるので、心肺蘇生技能講習の前後において、各学年にあわせた事前・事後の活動を効果的に実施することで、発達段階に即した効果が得られると考えられる。防災学習の推進においては、そうした事前事後の学習活動も設定した講習パッケージの開発も進めていく必要もあるだろう。
- ・ 実施機関との連絡と調整を密にとり、指導内容を改善しながら、理解・定着を図る工夫をする。また、将来的には、学校防災リーダーが実施機関とともに学習の指導にあたることにより、実施機関の過密日程を解消することだけでなく、指導内容の改善にも効果が出るのではと考えられる。

技能の定着を図るためには、各学期に行う避難訓練等で反復練習を行うなど、学習が一回で終わることなく、日常学校生活の中で定着の仕組みを考えることが大切である。

### ○ 「学校防災リーダーの育成（防災士養成講座の開催）」

- ・ 大規模災害の発生前においては、学校は学校安全計画や防災プランを作成すること、発生時においては児童生徒や教職員の安全安心を確保すること、発生後においては、一時避難場所としての機能を有することや地域復興の中核となることが必要である。その中で、教員はこれらの活動の中心となることが期待されるのであり、教員の中に学校防災や広く防災に関する知見を有したリーダーとなれる存在を形成しようとする活動は、的を射た事業であると評価できる。

そこで、こうした活動をさらに一歩進め、各学校の学校防災リーダーを中核とした校内研修会などを実施し、学校の教職員全体が防災に関して高い知識を有している状態を作り出すことも必要であろう。各学校単位の防災に関する発表会や冊子の作成などに対する支援を通して、防災士養成講座修了の教員だけでなく、その周りの教員への波及を考えられる活動が構想されていく必要があるだろう。

- ・ 無理なく受講できるシステム作りには、学校のバックアップや外部機関との協議が必要。知識や技能の維持・向上には、研修内容の中に実践へつなげる仕組みやフォローアップまで含めておいたり、日常的に各校で、市全体として、様々な状況を作り、実践する場を仕組むことが必要である。

### ○ 「地域防災拠点としての学校づくり（中学校を中心とした防災教育の推進，地域と連携した防災教育の推進）」

管理職，防災教育推進教員を中心として，学校教職員全体で大災害が起こったと想定し，児童生徒そして地域民がいかに命を守り，生活を維持するかをシミュレーションすることによって，子どもへの指導内容や関係機関，団体との具体的な連携

の有様が考えられる。本年度は11中学校区と市立養護学校を指定し、情報交換や実践交流の成果を上げている。

課題として、自主防災組織との連携や区割りが校区に沿ってないということが挙げられているが、教育委員会と学校だけでなく、関係機関との連携によって解決できないものだろうか。

## 高知チャレンジ塾における学習支援の充実

### 1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 生活保護世帯が多い高知市において、高知チャレンジ塾運営事業は、苦しい環境にある子どもたちに将来を見据えて学習の意義を確認しながら学習をする場と機会を提供する学習保証のための重要な施策と考えられる。シニアネットワークと連携し、学習支援員とボランティア支援員からなる実施運営体制は、学校とは違った場所での子どもたちに、より学習の場を提供するという点に関して、効果的な支援となっていることがよくわかる。

生活保護世帯・準要保護世帯を中心として非常に多くの子どもたちが参加をしていること、活動が子どもたちの高校進学への重要な支援となっていること、保護者アンケートからは肯定的な評価が返ってきていることなどがデータに基づいて確認することもでき、本事業が高知市にとってなくてはならない事業であることも示されている。

以上の点から、担当課による評価は、きわめて妥当なものであると考える。今後も活動を継続・拡充していくとともに、支援員の増加やよりきめ細やかな支援体制の確立などをはかっていってほしい。

- 本来は学校生活の中で培われるべきものではあるが、いろいろな家庭の状況や生徒自身の課題により、学力、意欲、自己肯定感の低下している生徒が自信をもって選んだ進路に進む、自立に向かう力の補強を狙う本事業は、現状において欠かせざるものとする。

### 2 改善点等の提言

- 担当課の評価における課題としてもあがっているところではあるが、生活保護世帯・準要保護世帯を中心として非常に多くの子どもたちが参加をしていることからすると、参加している子どもたちの中には、学力形成が主たる課題の子どもたちとは別に、居場所の確保や精神的な支えが必要な子どもたちに対する大きな支援となっていることも見逃せない視点であろう。

高知チャレンジ塾の極々中心的な目的からすると、学習支援提供による高校進学の支援やキャリア教育が主たる活動となることは当然である。一方で上記した子どもたちに対する支援も、広い意味では学習に集中できる環境を作るという意味では学習支援にもなる事柄であろう。そうした点からすると、チャレンジ塾そのものの機能を拡張し、カウンセリングの機能や特別な支援が必要な子どもへの対応機能を拡充してい

く方向と、チャレンジ塾をハブとしつつ複数の事業や取組を連携させ分担して、全体としての学習支援活動を行うという選択肢とが存在すると考えられる。どちらにせよ、ボランティアを中心とした支援員の拡充とその層の厚さと多様性が求められる。今後も、関係諸機関と連携しつつ実施を着実に進めていってほしい。

- 夜間の実施ということで、様々な問題が出ているようである。意欲喚起のために、現在も実施されている親子面接の持ち方の工夫も必要であろう。たとえば、期限をつけた短期目標、長期目標を立て、自分の学習計画を立て、節々に自己評価して保護者に返すなど、明確に期限を小刻みに採った「歩みの自己記録」等の作成、保護者とのやりとりでの連携は不可能であろうか。

また、夢への実現の道筋作りの一つとして、生徒に対する就労のアドバイス、様々な職業の提示や選択の際に必要な要素等の厚生労働省との連携や地域の職業人に個別的なアドバイスをもらう機会をつくるとか、進路学習と平行しての学力向上という、志を高める教育の推進はできないものであろうか。

## **就学前教育の推進**

### **1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等**

- 新保育所保育指針と幼稚園教育要領（平成21年4月実施）では、幼稚園・保育所と小学校との連携の推進に関する内容が盛り込まれており、小学校学習指導要領においては、幼稚園に加え保育所との連携が新たに明記された。また、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議報告書」（平成22年）では、「接続期」という概念を用いながら保・幼・小の連携が提言されている。こうした政策動向や、小一プロブレムの問題が保・幼・小のアーティキュレーションの大きな課題として取り上げられている中において、本事業が幼小連携事業を推進し一定の以上の成果を上げている点は非常に高く評価することができるだろう。

特に、本事業において達成すべきレベルとして設定されている8小学校区の連携プログラムは、設定された達成レベルの実施率100%を達成しており、取組達成に向けた高知市教育委員会の支援も、協議会の実施、連絡会での助言、公開授業・園内研修への支援等多岐にわたっており、効果的で十分な支援が実施されたもとの100%の実施率であることが理解できる。

担当課自身は、8校区内の小学校と園の多様性や個別の課題への対応（共通した入学前アプローチカリキュラムの作成）、あるいは8校区以外の学校園への拡大を課題としてあげている。しかし、第1点目に関しては行政評価の観点からすると設定された目標に対してはそれを上回る成果を上げていると見て取れること、後者に関しては、作成された実践事例集が8校園以外の学校園が参考にできるものとなっており、8校園以外への拡大にもすでに取り組み始めているということでもある。担当課は、達成度について評価をBとしているが、この点は評価をAとしてもよかったかもしれない。

担当課が現状に満足せずさらなる改善を行い、保・幼・小の連携をより広く、より深く行っていきたいという姿勢は非常に重要なことでもある。発達障害など特別な支援を必要とする子どもたちも増えている中、保・幼・小の連携は、子どもたちをより長い時間軸でとらえることができる方策であり、今後の発展にも大きく期待をしたいと考えている。

- 昨年度は「のびのび土佐っ子保・幼・小連携プログラム」を作成、本年度は推進地区で保・幼・小の教員、子ども、保護者をまきこんでの実践をモデルプランとしてまとめ、連携の取組を発信していくという事業計画がP D C Aの確かな循環のもと、着々と推進されている。また、8小学校区において連携プログラムが100%実施されたことは各機関の努力の賜物と高く評価できる。

立場の異なる諸関係機関代表者からなる「高知市幼児教育推進協議会」から、それぞれの現場の声を吸い上げる仕組みが機能していることも、成果をあげている要因であろう。コーディネーター役の教育委員会の担当のきめ細かい支援のための校区訪問も、立場の異なる諸関係機関の共通理解を得、連携を図るために、継続が必要となろう。

## 2 改善点等の提言

- 担当課の課題に挙げられているように、各園や各学校が持つ個別の特徴や課題がある部分については、保・幼・小の連携をそうした特徴を考慮しない形で実施するのではなく、共通化できる部分と個別の特徴に合わせて修正する部分が重要になってこよう。8校園以外の学校園への拡大においても、高知市教育委員会のそうした側面に留意した細かな助言と援助が必要となると思われる。

8校園での知見をフルに分析して、共通して実施可能な入学前アプローチカリキュラムの部分と個別の対応が求められる部分との腑分けを進めて行く必要があるだろう。

- 今以上、受け入れ校のつながりを大事にした土壌作りのもと、安心と期待感を持って次へと進学し、期待通りの学校生活を過ごせる子どもが増加するよう、市全体での保・幼・小・中を通した連携を期待する。

## **生徒指導の充実**

### 1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市においては、少年非行は非常に大きな問題であり、刑法犯に占める少年の割合は非常に高い。その中でも、自転車の窃盗や万引きなどの触法少年や虞犯少年の問題は、より大きな犯罪や非行の長期化の入口であり、早い段階でそれらを止めることは重要な課題である。子どもたちは、少年特有の仲間集団に所属していることも多く、社会的な倫理や規則よりも仲間の中で流通しているルールを優先させたり、それらが社会一般でも通用していると思いついでいる場合も多い。

そうしたことからすると、「社会的資質や行動力を高める支援の充実」事業で行われている、少年補導センター職員が直接行う小学校での万引き防止、中学校での自転車盗難防止の指導は、極めて重要で効果の高い活動であるということができよう。提出されている担当課の評価書においても、指導による児童生徒の万引きと自転車盗難に対する意識の変化も数値データして確認することができ、その有効性は確かなものであるということができよう。

また、近年においては学校が生徒指導上の問題に関して関係諸機関と連携することが政策などにおいても提言され、そうした行動がとられるようになってきているが、ともすると学校は派生した生徒指導上の問題に学校単独で当たらなければならないと考えてしまうこともあり、大きな問題をもてあましながらかつて他機関に頼れず孤立して問題をこじらせてしまうこともある。

そうした点から見ると、「組織的な生徒指導体制の推進（生徒指導スーパーバイザー派遣事業）」は、学校が生徒指導上の問題が発生したときに、あるいは、日常的な生徒指導の課題に悩んでいるときに、頼ることができる存在がいることを意味しており、その意義は非常に高いとすることができるだろう。

以上のことから、担当課によって行われている評価は極めて妥当なものであり、課題を改善しつつ今後も強力的に取り組んでいくことが求められる事業であると考えられる。

- 多様な価値観と複雑な社会状況の中において、課題のある生徒への指導は信頼関係づくりから始まり、前向きな姿勢ができるまで多くの時間とエネルギーがかかることではあるが、一人ひとりを大切にそして、個人に合わせた支援を充実していく事業の方向は大切にしたい。生徒指導の渦中にある場合、本質が見えにくくなる場合がある。視点を変え、視野を広げ、支援の方向を確かめ、安心して相談できる第三者を交えての体制作りは必要なことである。この体制がうまく働き、生徒の状態が好転した例が成果として示されている。一方、事務局との連携が取れていない学校があることも課題として書かれており納得できる評価である。
- 刑法犯少年の人数が全国ワースト2位という実態の改善に向け、学校支援のひとつとして、少年補導センターが出前授業で直接指導する本事業は当を得たものであり、一度の授業で全員が理解することは大変困難なことだが、これからの成果を期待したい。「万引き、自転車盗は犯罪でない」という意識を持っている児童生徒の割合が予想以上に多い実態や、補導センターの直接指導の後においても、少数ではあるが、「万引きは犯罪にならない」と思っている子どもが2.7%、「自転車盗は犯罪にならない」と思っている子どもが3.0%もいるという実態は、子どものみならず、子どもを取り巻く大人の規範意識も低下しているのではと懸念する。
- マイナス要因が複合されて、「学校へ行っても居場所がない、必要とされてない」と思っている生徒に、大人が、親身に何度か声をかけるうちに自立支援教室に行ってみようとする。そして、勉強が分かるという体験と信頼できる大人に出会い、学校復帰や進学へと進む道筋は、非常に困難ではあるが、着実に成果を上げていることが分かり、評価に値する。

## 2 改善点等の提言

- 担当課による評価にも課題や改善点として記されているところでもあるが、これらの事業の必要性や意義について十分な理解や危機意識が醸成されていない学校に対しては、こうした事業の必要性を知らせていくための広報活動や校長・教員への研修活動の充実を図っていくことも重要であるかもしれない。
- 「生徒指導スーパーバイザー派遣事業」

学校とスーパーバイザーの事例検討会を持ち、成果のあった事例を広く分かち合うことは、スーパーバイザーの役割や学校との連携の仕方、学校の受け入れの姿勢等がお互いが理解でき、課題解決の一助になるとも考えられる。また、日常的に「生徒指導に関する対応・支援取組チェックリスト」の読み取りや活用方法、現在の生徒の実態等の共通理解を図ることも大切である。
- 「少年非行対策」

規範意識を高めるには、繰り返しの指導と指導の工夫が必要である。また、犯罪への入口といわれている万引き、自転車盗等、社会規範に対する意識づけは、小さい時より正確に行われることが必要である。

今後の課題に記載されているように、このような実態があることを、子どもたちのみならず、保護者、周りの大人に「金額の多数に関わらず万引、自転車盗は犯罪である」と意識させる工夫が必要である。警察や他の関係機関とも協力しあい、社会全体の規範意識の向上に努めることも必要であろう。

また、学級担任は、規範意識の向上の土台として、「お互いが、加害者や被害者にならないために、悪いことは悪い」と、子ども同士がお互いに注意しあえる学級づくりを作り上げておくことも必要と考える。
- 「児童生徒等自立支援教室運営事業」

まず、街頭補導時に声をかけることから始まる、生徒自身の可能性を見捨てないこの事業は、時間と根気が必要ではあるが、継続を望む事業である。既卒者への街頭指導も、その場限りでなく、進学や就労にまでつなげていこうとする本事業に対して高く評価したい。ジョブカフェこうち等の関係機関との連携も必要となつてこよう。

## **教職員研修体系の再構築**

### 1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 現在、学校の組織的力量的向上が大きな課題となっており、教員は一教員として職能成長していくことと同時に、学校の掲げるミッションを共有し組織の一員として、ミッションの達成を図っていくために必要となる力量的向上も求められている。

また、現在の文教政策では、そうした点に加えて、教員は学び続ける教員になることが求められ、それは、自身のキャリア発達の中で、実践の中で実践的指導力を向上させていくだけではなく理論と実践を往還し職能成長を続けていくこと、すなわち教育に関する研究者であることも求められていることを意味している。

こうした点からは、現職教員に対する職能成長を効果的に支援していくためには、組織として機能する学校で働くことのできる教員を形成するための研修と個々の教員のキャリアに合わせた、あるいは、個々の教員の課題に合わせた研修の両方が必要となることがわかる。こうした研修の必要性から見ると、高知市教育委員会の行っている、教職員の研修体系の再構築は、「教職員のキャリアに応じた人づくり」と「組織として機能する学校づくり」という2つの事業として設計されており、まさに現在の必要性にかなったものとなっているといえることができる。

そうした点から、両事業に対する担当課による評価は正しいものといえることができるだろう。

- 教職員のキャリアに応じた人づくりについては、学校でのキャリアに応じた職務に対する自覚を持たせ、キャリアアップと自身の課題解決のための研修と、目的を明確にするなど、研修体系を構築していることは、資質向上を図るうえで評価すべきことである。

また、組織として機能する学校づくりについては、組織の一員としての自分の存在や自分の役割を明確に自覚することによって、研修の受講態度も主体的になる。そのためには、管理職の人材育成に対する姿勢(研修に臨む参加態勢づくり等も含む)やリーダーシップがかかせない。管理職研修において、大事にしてほしい内容である。

## 2 改善点等の提言

- 教員の職能成長を巡っては、学習者の内的な必要性を伴うとより効果的になることや、学習者の経験に根ざすとより効果的になること、あるいは、学習者自身が自身の経験を詳細に省察すると効果的になることが解明されている。また、そのほかにも、問題意識を持たせた状態で現場に入るよう仕掛けることや、現場で生じられる課題を見つけるよう仕掛けること、現場での疑問や深い考察(なぜそうになっているのか)を蓄積させること、現場のどういう状況に直面し、それによって自分の信念がどう揺さぶられ、どう再構築されたのかといった省察を促すこと等の必要性も提案されている。

こうした研究知見は、組織としての学校づくりとキャリアに応じた人づくりの両者を合わせた研修の必要性を示唆しているものとも考えることもできる。つまり、同じような学校が抱える具体的なイシューを巡って、同じようなキャリア段階にいる教員たちがその解決策を模索し合うような研修である。学校を組織として効果的に機能するようにしていくためには、管理職が組織マネジメントの知識を有しているだけでなく、全ての教員がキャリアに合った形で組織の中で役割を発揮することが必要であることを理解している必要もある。そうしたときに必要となるのは、キャリアに応じた組織として活動できる学校の教員の養成である。



そうした視点からすると「組織として機能する学校づくり」を悉皆研修にしていることの意義は非常に高いものであると考えられる。そこから、キャリアステージに応じた人づくり事業に基づく研修も、年次研修や職務など研修から一步進んで、各学校の課題解決において、同じような職務を果たすことを求められている教員を対象とする研修を企画してもよいかもしれない。

これからの学校は、教育の専門職である教師たちが専門性を伸ばしていく場＝「学習共同体」になる必要がある。学校は、子どもたちに教育を提供する場であると同時に教員が研究をする場ともなる必要があるということである。共通のビジョン・価値・目標を備えており、協働的な活動文化があり、反省的な実践と実験に焦点をあてるような組織風土を持つ、組織として活動できる学校形成への支援をこれからも拡充して行ってほしい。

#### ○ 「教職員のキャリアに応じた人づくり」

節目ごとの悉皆研修や個人が課題を持った研修等、様々な形で受けている研修の履歴がわかる、研修ノートのものがあれば、過去に受けた研修を実践の中でどのように活かしたか、また、それをどう広げることができたか、ステップアップされているか等々、研修と実践をつなぐための考える材料となり、より主体的に研修が受けられるようになるのではないかと考える。個人の研修体系的なものも考えてみてはどうだろうか。

発達障害や特別な支援が必要な子どもが、1クラスに3～4人位いるだろうといわれている現在、特別支援教育の視点にたった指導法を身につけることは、欠かせなくなってきた。ユニバーサルデザインを意識した授業は、全ての子どもたちにとっても理解しやすい方法であり、主体性を持った学習時間が持てる一つの方法となろう。

#### ○ 「組織として機能する学校づくり」

PDC Aサイクルをもとに、各自設定した研修テーマの内容を意識して、日々の教育実践に役立てて成果をあげている教員がいることは、今後を期待できる。そのために、可能な研修内容には、研修の目的や到達点を明確化し、実践へつなげる仕組みやフォローアップまで、研修内容の中に含めることも考えられる。

また、研修体系の再構築という点においては、他縣市や企業の人材育成や組織づくり等の研修プログラムを参考にすることも、視点を新たにすることにもなるのではないだろうか。

## **放課後子どもプランの推進**

### **1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等**

- 現代社会における様々な課題が指摘される中で、子どもたちの安全で安心な居場所を確保することや学校教育とは異なる形や視点で子どもたちを観察・理解し、それに基づいて支援を提供することは、非常に重要な意義を持つものである。特に、放課後に関しては、児童生徒の安全の確保が重要な課題であり、学校の余裕教室などを活用して居場所を設け、遊びや、スポーツ・文化活動などの機会を提供している本プランの意義は非常に高いものがある。

今期の成果からは、子どもたちの安全・安心な居場所の確保について一応の達成を見て取ることができる。しかし、事業が着実に実施され、進展するとともに新たに達成すべき課題が増えることも事実である。より幅広いニーズに応えようとしたり、多様な児童の受け入れにおいて特別な支援を必要とする場合も増えてくることが考えられる。そうした中で本事業が学校や地域と連携したり、研修や交流を企画することで地域の中で位置づけられることは今後たいへん重要になってくるであろう。

以上のことから、本事業の取り組みは非常に高い意義を有しているものであり、その効果も期待されるものとなっている。これらのことから、担当課による評価は事業の方針、進展度ともに妥当な評価であると考ええる。

- 放課後子ども教室については、共働き家庭の子どもの居場所としての機能が十分果たせていると考える。安全管理員等地域の大人との信頼関係の構築、異年齢集団での遊びや学習をする中で、日常の学級と違う自分の発見ができ、地域を意識し、社会規範を意識する機会を多く作ることは、留守家庭の子どもにとって重要な時間と体験になろう。また、長期休業の時には、地域の伝承文化や夏祭り等、地域の大人と一緒に習ったり、準備をする中で、はぐくまれる自信や郷土愛にも期待したい。

また、小学校放課後学習室については、一人で親の帰宅時まで留守番せざるを得ない子どもが多くいる。放課後児童クラブ終了後の対応としてのこの事業は、継続して行いたいものである。

放課後児童クラブについては、昭和42年度より着実にクラブ数の拡大や内容、運営等に成果を上げ、勤労家庭の保護者にとって、なくてはならないものとなっている。本年度は、希望する障がいのある児童全員を受け入れたとのこと。障がいがあるがなかろうが、等しく地域社会で幸せに生きる権利が守られていることを高く評価する。

## 2 改善点等の提言

- 「放課後子ども教室」

学習のみならず、編み物、英会話、お茶、読み聞かせやスポーツ等、地域住民が様々な特技を發揮して、一緒にできる場になれば、人材の開拓がひろがり、活動メニューも豊富になり、子どもたちに自信を付けるチャンスも広がるのではないだろうか。
- 「小学校放課後学習室」
  - ・ 改善策の中で交流会の開催が検討されているが、学級担任や保護者との連携を構築するためには長期的な視点を持って段階を踏みながら話を進める姿勢が必要ではないかと思われる。交流会は当事者任せにせず、一定のねらいを持ち、共通の認識を作るところから始まって日常の連携の在り方が最適になるような手立てを考えていく必要がある。例えば、交流会の中で関係者がそれぞれどのような情報を必要としているのか、こういった形で共有したいと考えているか等について情報収集したり、情報共有のために必要なルールやツールなどについて適切なアドバイスができる用意を進めておくなど、事業がより効果的となる支援について積極的に考えていくことが今後必要となってくるだろう。

- ・ 異学年の友達ができる、学習習慣がつく、宿題や勉強がわかる等の体験によって得られる自己肯定感は、留守家庭での一人留守番では、なかなか得られない。目的達成のためには、よき学習アドバイザーの確保が必要である。しかし、人材の獲得が困難な学校もあるようだ。市の広報の利用や人材バンク的なものを作り、予定の人材を確保できなかった学校の運営委員会が利用するなどができないものだろうか。また、学習アドバイザーの資質向上のための研修や学校との連携も必要と考える。
- 「放課後児童クラブ」
- ・ 障がいのある児童の受入れ人数が増えるのに合わせて障がいに関する知識を有する人材が多く必要になってくることが予想される。受入れにあたって個々の障がいのある児童の障がいの程度や特性を把握することは安全確保の観点からも欠かせないが、今いる子どもだけでなく今後違う種類の障がいを持つ児童を受け入れる可能性を考慮し、障がいについて幅広く専門的な事柄についても知っておくことが必要である。また、障がいの特性及び障がいに配慮した指導方法を学ぶことは障がいのない子どもを相手に指導を行う上でも役に立つことがあることに留意し、研修等の学習の機会が子どもに関わる全ての大人たちにできるだけいきわたるようにすること、効果的に「共に育ち合う仲間作り」が行えるような研修内容の充実をはかることが必要となるだろう。
  - ・ 子どもたち全員が安全で楽しい時間が持てるよう、引き続き指導力の向上と学校との連携を持つことを望む。

## ■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で6年目となりました。

本年度点検・評価対象とした6項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに点検・評価委員から貴重なご意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この6項目につきましては、それぞれP D C Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子どもや保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価のあり方について検討してまいりたいと考えております。

平成 25 年度教育委員会の  
事務の管理及び執行の状況の

## 点検及び評価結果報告書

////////////////////////////////////

発行年月      平成 25 年 12 月  
発      行      高知市教育委員会  
編      集      高知市教育委員会 教育政策課  
〒780-8571     高知市鷹匠町二丁目 1 番 43 号  
電話番号      (088) 823 - 9478 (直通)

////////////////////////////////////

平成 25 年度教育委員会の  
事務の管理及び執行の状況の  
点検及び評価結果報告書

**高知市教育委員会**